$\bigcirc$ 

日本農林規格等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則

般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。 を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一

第二条 この法律において「農林物資」とは、 定する医薬品、医薬部外品、 の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規 いう。ただし、医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性 化粧品及び再生医療等製品を除く 次に掲げる物資を

### 飲食料品及び油脂

を除く。)であって、政令で定めるもの は材料として製造し、又は加工した物資 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又|第一条 (前号に掲げるもの

## (飲食料品及び油脂以外の農林物資)

五号。以下「法」という。)第二条第一項第二号の政令で定める 物資は、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠 とする飼料とする。 、木炭及び農産物、林産物、 いぐさ製品、生糸、 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十 漆、竹材、木材(航空機用の合板を除く。 畜産物又は水産物を原料又は材料

### に関する表示(名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。)のっては、第一号ロに掲げる事項)についての基準及び当該事項 基準をいい、 れた規格をいう。 この法律において「規格」とは、次に掲げる事項(酒類にあ 「日本農林規格」とは、 次条の規定により制定さ

2

農林物資の次に掲げる事項

又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。) 品位、成分、性能その他の品質(その形状、寸法、量目

として政令で定める要件を満たすものを専ら原料又は材料 として製造し、又は加工したものに係るものに限る。) できる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物 すもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜に 低減して生産された農産物として政令で定める要件を満た 生産行程(酒類にあっては、環境への負荷をできる限り

# (規格の対象となる酒類の原材料の要件)

第二条 法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減 農産物(主務大臣が定める基準に適合するものに限る。)である 年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であ 学農薬等」という。)を使用しないほ場(当該農産物の収穫の一 産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び から収穫されるものにあっては、その収穫の三年前)から当該農 物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前(多年生の植物 して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産 とが確実であると見込まれるものを含む。)において収穫された が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化 土壌改良資材(使用することがやむを得ないものとして主務大臣 こととする。 って、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないこ

あることとする。

2

兀 前三号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める

- 流通行程
- 三農林物資に関する試験、 一 農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする 法(次号に掲げるものを除く。以下同じ。) 者の経営管理(以下「農林物資の取扱い等」という。)の方 (以下「試験等」という。) の方法 分析、測定、鑑定、検査又は検定

- たものであること。
- 前項に規定する農産物
- 育した植物(イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準 場合においては、主務大臣が定める期間、化学農薬等を使用 生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮する 間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地(放牧その他の から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの に適合するものに限る。) しないほ場又は放牧地を含む。)において採取され、又は生 ことに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める にあっては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前) 当該植物の種苗のは種又は植付けの二年前(多年生の
- れた畜産物(主務大臣が定める基準に適合するものに限る。 主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産さ
- (2)(1)専らイからハまでに掲げるものを原料又は材料として製造 る。 ) 加工したもの(主務大臣が定める基準に適合するものに限 専ら①に掲げるものを原料又は材料として製造し、又はイ又は口に掲げるもの
- 一 次に掲げる基準に従って飼養されている家畜又は当該基準に 従って飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであ し、又は加工したもの(主務大臣が定める基準に適合するも のに限る。)
- を与えないものとして主務大臣が定める基準に従って行うこ 家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛 家畜の飼養、捕獲、輸送、と殺その他の取扱いについて、

ること。

機会を確保することその他の家畜にできる限り苦痛を与えな び水を自由に摂取できること、家畜が自由に動ける空間及び いものとして主務大臣が定める基準に従っていること。 畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及

口

主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産され

(農林物資の品質等に準ずる事項)

第一条 日本農林規格等に関する法律(以下「法」という。)第二 条第二項第四号の主務省令で定める事項は、 農林物資、農林物資

- 3 -

以下同じ。)に関する用語とする。以下同じ。)又は試験等(同項第三号に規定する試験等をいう。の取扱い等(同項第二号に規定する農林物資の取扱い等をいう。

- 3 務大臣の登録を受けた者をいう。 機関」とは、第三十六条において準用する同項の規定により主 規定により主務大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証 この法律において「登録認証機関」とは、第十六条第一項
- す表示を付することを認めることをいう。 こと及び当該日本農林規格による格付が行われた農林物資につ よる格付の制度と当該外国の格付の制度とが同等の水準にある いて事業者が当該外国の格付の制度により格付をしたことを示 農林物資の種類ごとに、当該農林物資に係る日本農林規格にこの法律において「同等性の承認」とは、外国の政府機関が

### 一章 日本農林規格の制定

日

本農林規格の制定

- 第三条 主務大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要 項の区分を指定して、これらについての規格を制定する。 等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事 があると認めるときは、農林物資の種類又は農林物資の取扱い
- 取扱い又は農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並び4 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の がないように制定しなければならない。 て同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付すること を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たっ に国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係
- おいて定められた事項以外の事項について品質に関する表示の及び第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準に 基準を定めるときは、この限りでない。 第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項 のとする。ただし、食品表示法(平成二十五年法律第七十号) を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないも 項の政令で指定する農林物資について第一項の規定により規格 主務大臣は、飲食料品(酒類を除く。)又は第五十九条第一

3

るもの(以下「審議会」という。)の議決を経なければならな 律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。 きは、あらかじめ審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法 主務大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとすると 第三条 法第三条第四項の審議会等で政令で定めるものは、 )で政令で定め

(手続の進捗状況に関する情報の公表)

第二条 主務大臣は、法第三条(法第五条において準用する場合を 正及び廃止(以下「確認等」と総称する。)に関する手続の進捗 含む。)の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改 公表するものとする。 状況に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により

## (審議会等で政令で定めるもの)

林規格調査会とする。

## (日本農林規格調査会への諮問)

- 日本農|第三条 主務大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見 のとする。 を求める手続を行った上で、日本農林規格調査会の審議に付すも
- 審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。 主務大臣は、日本農林規格の案について日本農林規格調査会の 販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び 当該日本農林規格の案に係る農林物資の品質若しくは生産、

第四条 臣に申し出ることができる。 より、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを主務大 都道府県又は利害関係人は、主務省令で定めるところに

2 格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成 と認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しな し、これを審議会に付議するものとし、その制定の必要がない に、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規 主務大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やか

3 あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。 ければならない。 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、

(日本農林規格の確認、 改正及び廃止)

第五条 ついて準用する。 前二条の規定は、 日本農林規格の確認、 改正又は廃止に

> 二 前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果 将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果

# (日本農林規格の制定又は確認等の申出)

第四条 法第四条第一項の規定による申出を行おうとする者は、同 する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様 国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有 項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱 な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないよう い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに に当該原案を作成しなければならない。

第五条 )の規定による申出は、 原案とみなす。 し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を しなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申 法第四条第一項 (法第五条において準用する場合を含む。 次に掲げる事項を記載した文書をもって

申出人の氏名又は名称及び住所並びに申出人の従事している

事業の種類とその内容

、改正又は廃止の別 くは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分及び制定、確認 の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若し 制定又は確認等をしようとする日本農林規格に係る農林物資

制定、確認、改正又は廃止の理由

来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将」当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販

に利害関係を有する者の意見の概要 制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的

るときは改正し、若しくは廃止しなければならない。
 審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若し農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若し、の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本第六条 主務大臣は、第三条(前条において準用する場合を含む

(公示)

らない。 定め、その期日の少なくとも三十日前に公示してしなければな第七条 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない

(日本農林規格の呼称の禁止)

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。第八条 何人も、日本農林規格でない規格について日本農林規格

2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格について第九条 主務大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格

- の開催を請求することができる。差別を付するものでないかどうかについて、主務大臣に公聴会その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に格が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又は日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規
- 3 主務大臣は、前項の請求があったときは、公聴会を開かなけ
- 日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について4 主務大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、

(日本農林規格の制定等の公示)

に掲載することによって行う。第六条 法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報

- 法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方
- 一当該日本農林規格の番号
- 施丁男∃ 制定、改正又は廃止の別

四 施行期日

載することによって行う。

法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲

法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方

一 当該日本農林規格の番号

三 当該日本農林規格が確認された旨

他の方法により公表するものとする。たときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用そのたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その主務大臣は、法第七条第一項又は第二項の規定による公示をし

・ 主務省令で定める。 主務省令で定める。 主務省令で定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、 審議会の審議に付さなければならない。

(公聴会)

しなければならない。 、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書を主務大臣に提出第七条 法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 三 青杉の里由二 請求事項
- 当 意見 二 請求の理由

四意見

第八条 主務大臣は、公聴会を開催しようとするときは、少なくと

文書で当亥事頁こ付する菅否及びその里由を主客大豆こ申し出な第九条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめうとする事項を公示しなければならない。

ければならない。 文書で当該事項に対する賛否及びその理由を主務大臣に申し出なれた条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ

林水産省の職員が、議長として主宰する。第十一条 公聴会は、主務大臣又はその指名する財務省若しくは農

不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命2 議長は、公述人の発言が当該事項の範囲を超え、又は公述人に第十三条 公述人の発言は、当該事項の範囲を超えてはならない。

て質疑を行うことができる。第十四条 第十二条の規定により出席した参考人は、公述人に対し

ずることができる。

公述人は、前項の参考人に対して質疑を行うことができない。

第十五条 公述人は、議長の承認を得たときは、文書で意見を提示

### 第三章 日本農林規格による格付等

#### 第 節

第十条 物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格により 第三十条第一項において同じ。)による格付を行い、当該農林 該認証に係る農林物資について日本農林規格(第二条第二項第 ところにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごと とする者(以下「取扱業者」という。)は、主務省令で定める 格付をしたことを示す主務省令で定める方式による特別な表示 に、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その取り扱う当 (以下「格付の表示」という。)を付することができる. 号イに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。

国内において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業

Ļ 又は代理人に意見を述べさせることができる。

## (取扱業者の認証の申請)

第十六条 法第十条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項(第 出してしなければならない。 あっては、第四号を除く。)を記載した書類を登録認証機関に あつては、第四号を除く。)を記載した書類を登録認証機関に提十八条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証の申請に

- 氏名又は名称及び住所
- 格付を行おうとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の生産、販売その他の取扱いを行うほ場、工場 又は事業所の名称及び所在地
- 法第十条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事

五 その他参考となるべき事項

### (格付の表示)

第十七条 法第十条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおり

- 大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、 その様式は主務
- 日本農林規格を意味する事項
- 認証を行った登録認証機関の名称
- 格付に係る日本農林規格の内容
- 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証ごとに付す番号 (以下「認証番号」という。)
- 一表示の方法は、主務大臣が農林物資の種類ごとに告示で定め

### (生産行程管理者)

2

。)は、主務省令で定めるところにより、ほ場、工場又は事業

として主務省令で定めるもの(以下「生産行程管理者」という 国内において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

国内において農林物資を生産することを業とする者その他の

条第二項において同じ。)による格付を行い、当該農林物資又 に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十 に係る農林物資について日本農林規格(第二条第二項第一号ロ を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認証 所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証

> 第十八条 法第十条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は 握するものとして主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 理し、又は把握するもの 者をいう。以下同じ。)であって当該農林物資の生産行程を管 当該農林物資の取扱業者(法第十条第一項に規定する取扱業
- 二 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人(人格のない あって当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの 団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)で

はその包装、 できる。 容器若しくは送り状に格付の表示を付することが

3 。)は、主務省令で定めるところにより、農林物資の流通行程 容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。 資について日本農林規格(第二条第二項第一号ハに掲げる事項 の流通行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物 及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、そ として主務省令で定めるもの(以下「流通行程管理者」という 国内において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの いて同じ。)による格付を行い、当該農林物資又はその包装、 についての基準を内容とするものに限る。第三十条第三項にお 国内において農林物資を販売することを業とする者その他

4 当該各号に定める検査により行うものとする。 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ

省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査 第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準

(生産行程管理者の認証の申請)

第十九条 法第十条第二項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載 した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 格付を行おうとする農林物資の種類(酒類について格付を行 氏名又は名称及び住所
- 三 当該農林物資の生産を行うほ場、工場又は事業所の名称及び 所在地 おうとする場合にあっては、その旨を含む。)
- 兀 法第十条第二項の認証の技術的基準に適合することを示す事

その他参考となるべき事項

Ŧī.

(流通行程管理者)

第二十条 法第十条第三項の農林物資の流通行程を管理し、又は 握するものとして主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

管理し、又は把握するもの 当該農林物資の取扱業者であって当該農林物資の流通行程を

一 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人(人格のない社 あって当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの 団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)で

(流通行程管理者の認証の申請)

第二十一条 法第十条第三項の認証の申請は、 載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。 次に掲げる事項を記

- 氏名又は名称及び住所
- 格付を行おうとする農林物資の種類
- 当該農林物資の流通行程

五四

当該流通行程における取扱業者の氏名又は名称及び住所 法第十条第三項の認証の技術的基準に適合することを示す事

その他参考となるべき事項

(農林物資についての検査の方法)

第二十二条 法第十条第四項第一号の農林物資についての検査は、 次に掲げるところによるものとする。

一 主務大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行うこ

二 抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る 格付の基準は、 によること。 主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところ

(農林物資の生産行程についての検査の方法)

ついての検査 省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程に二 第二条第二項第一号ロに掲げる事項についての基準 主務

いての検査 省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程につ 第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準 主務

6 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは による格付前に、当該認証に係る農林物資又はその包装、容器表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定 をいう。)、第二項の認証を受けた生産行程管理者(以下「認証・通行程管理者」という。)は、その による格付前に、当該認証に係る農林物資又はその包装、容器 という。)、第二項の認証を受けた生産行程管理者(以下「認正品質取扱業者」 第一項の認証を受けた取扱業者(以下「認証品質取扱業者」

いことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、ことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去しない。第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者又は認証流通行程管理者は、その表示が、当該農林物資に渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。渡しの表示が付された農林物資以はその包装、容器若しくは、前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは、

7

8

下格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。 と格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。 た格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む状に格付の表示の付してある場本物資(その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場本物資(その包装、容器又は送り水に格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。 、図証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示(第第四項に規定する。 第四項に規定する認証外国流通行程管理者又は第三十条、図証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条、図証流通行程管理者又は第三十条、図证流通行程管理者又は第三十条、図证流通行程管理者又は第三十条、図证流通行程管理者又は第三十条、図证流通行程管理者又は第三十条、図证流通行程管理者又は第三十条、図证流通行程管理者以は第三十条、図证流通行程管理者以は第三十条、図证流通行程管理者以は第三十条、図证流通行程管理者以は第三十条、図述に対している。

9 第一項から第三項までの認証の技術的基準は、主務省令で定

より行うものとする。 場、工場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果に場、工場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果でいま該農林物資の取扱業者が作成する生産についての記録及びほの検査は、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い第二十三条 法第十条第四項第二号の農林物資の生産行程について

(農林物資の流通行程についての検査の方法)

(格付を行う取扱業者等の認証の技術的基準)

めるものとする。 、次に掲げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定第二十五条 法第十条第一項から第三項までの認証の技術的基準は

認証に係る農林物資の生産、販売その他の取扱いの業務又は

## (小分け業者による格付の表示)

第十一条 国内において農林物資を小分けすることを業とする者第十一条 国内において農林物資を完かじめ登録認証機関の認業所及び農林物資を含む。第十二条の一項及び第三十一紀行る当該農林物資を含む。第十二条の二第一項及び第三十一紀行る当該農林物資を含む。第十二条の二第一項及び第三十一紀行る当該農林物資を含む。第十二条の二第一項及び第三十一紀行る当該農林物資を含む。第十二条の二第一項及び第三十一紀行る当該農林物資を含む。第十二条の二第一項及び第三十一名が行る当該農林物資を含む。第十二条の一項及び第三十一名が行る当該農林物資を含む。第十二条 国内において農林物資を小分けすることを業とする者

2 前条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

## (輸入業者による格付の表示)

第十二条 農林物資を輸入することができる。 という。) は、主務省令で定めるところにより、事業所及で、主務省令で定める事項が記載されている証明書又はそのけて、主務省令で定める事項が記載されている証明書又はそのより、主務省令で定める事項が記載されている証明書又はその事人する当該農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業第十二条 農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業第十二条 農林物資を輸入することを業とする者(以下「輸入業

組織及び当該業務の管理運営に関する事項生産行程若しくは流通行程の管理若しくは把握の業務に必要な

成及び保存その他の格付の実施方法 一格付の組織並びに格付の表示の貼付、格付に関する記録の作

## (小分け業者の認証の申請)

記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。第二十六条 法第十一条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を

氏名又は名称及び住所

付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。) 格付の表示を付そうとする農林物資の種類(酒類について格

¥頁四 法第十一条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す四 法第十一条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す三 当該農林物資の小分けを行う事業所の名称及び所在地

その他参考となるべき事項

## (小分け業者の認証の技術的基準)

事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとす第二十七条 法第十一条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる

事項 小分けの業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する

示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表

## 、輸入業者の認証の申請)

記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。第二十八条 法第十二条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を

氏名又は名称及び住所

付の表示を付そうとする場合にあっては、その旨を含む。) 一格付の表示を付そうとする農林物資の種類(酒類について格

四 法第十二条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す三 当該農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地

その他参考となるべき事項

## (証明書に記載すべき事項)

おりとする。 第二十九条 法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、

次のと

- 証明書を発行したものの名称及び住所
- 一 証明書の発行年月日

証明に係る農林物資の種類及び量

2

を有している国として主務省令で定めるものに限る。)の政府による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度

前項の証明書は、外国(当該農林物資について日本農林規格

株関その他これに準ずるものとして主務大臣が指定するものによって発行されたものに限る。 3 主務大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の主務省令で定める事項を公示しなければならない。 6 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

> の機関の名称及び住所 一の機関の名称及び住所 一段に見定する生産行程管理者をいう。以下同じ。)又は小分け業者(法第十一条第一項に規定する小分け程管理者(同条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下程で規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。)、流通行工項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。)、流通行工資に規定する生産行程管理者(法第十条第一の機関の名称及び住所

当該農林物資について格付が行われたものである旨

にあると認められる格付の制度を有している国)(農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準

とする。 第三十条 法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおり

三 有機畜産物及び有機加工食品(第一号に規定するものを除く英国、オーストラリア、スイス及びニュージーランド酒類を除く。)にあっては、アメリカ合衆国、アルゼンチン、二 有機農産物及び有機加工食品(前号に規定するもののうち、

類を除く。)にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア及一有機畜産物及び有機加工食品(第一号に規定するもの及び酒。)にあっては、カナダ及び欧州連合の加盟国

びスイス

(主務大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示)

げるとおりとする。 第三十一条 法第十二条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲

外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所

第三十二条(法第十二条第一項の認証の技術的基準は、欠こ掲げる(輸入業者の認証の技術的基準)資の種類(、外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る農林物土)外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る農林物

一 輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織並びに当該業務る。事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとす第三十二条 法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる

(外国格付の表示)

格付の表示」という。)を付することができる。 たことを示す表示であって主務省令で定めるもの り状に、同等性の承認のある外国の格付の制度により格付をし 林物資について、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送 関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農 り、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機 程管理者又は流通行程管理者は、主務省令で定めるところによ (以下「外国

第十二条の二 農林物資の輸出をしようとする取扱業者、

の管理運営に関する事項

二 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表 示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

(外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の申請)

第三十三条 項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない2三十三条 法第十二条の二第一項の認証の申請は、次に掲げる事

氏名又は名称及び住所

一 外国格付の表示を付そうとする農林物資の種類 て外国格付の表示を付そうとする場合にあっては、 、その旨を含《(酒類につい

三 当該農林物資に外国格付の表示を付そうとする事業所の名称 及び所在地

Ŧi. 示す事項

法第十二条の二第一項の認証の技術的基準に適合することを

その他参考となるべき事項

(外国格付の表示)

第三十四条 法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、 示とする。 物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表 の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林

国	農林物資
アメリカ合衆国	類を除く。) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品(酒
カナダ	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
国が州連合の加盟	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品

2

行い、又は農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状にに行うため特に必要があるときは、これらの規定により格付を 格付の表示を付する前に、当該認証に係る農林物資又はその包

容器若しくは送り状に外国格付の表示を付しておくことが

場合であって、当該格付の表示に係る外国格付の表示を能率的 第一項から第三項までの認証を受けて自ら格付の表示を付する 管理者(以下「認証外国格付表示業者」という。)は、第十条前項の認証を受けた取扱業者、生産行程管理者又は流通行程

3 できる。

- 4 り状に外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者は、当該 農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十条第一項か ければ、譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。 その包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された後でな から第三項までの規定により格付が行われ、当該農林物資又は 送り状に外国格付の表示が付された農林物資は、第十条第一項 前項の規定により当該農林物資又はその包装、容器若しくは 第二項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送
- 5 又は抹消しなければならない。 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

かとなったときは、遅滞なく、その外国格付の表示を除去し、 ら第三項までの規定による格付の表示が付されないことが明ら

#### 第二節 適合の表示

第十三条 下 合することを示す主務省令で定める方式による特別な表示(以 林物資の取扱い等の方法が日本農林規格(第二条第二項第二号 主務省令で定めるもの(以下「広告等」という。)に、その農 認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告その他の 資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関の に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。) に適 「適合の表示」という。)を付することができる。 取扱業者は、主務省令で定めるところにより、農林物

(外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準

げる事項について、主務大臣が農林物資の種類ごとに定めるもの第三十五条 法第十二条の二第一項の認証の技術的基準は、次に掲 とする。

二 外国格付の表示を付する組織並びに外国格付の表示の貼付、 外国格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の外国格付 業務に必要な組織並びに当該業務の管理運営に関する事項 外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ及び保管の

(適合の表示を付する取扱業者の認証の申請)

の表示の実施方法

第三十六条 法第十三条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を 記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。 氏名又は名称及び住所

三 法第十三条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す 二 認証を受けようとする農林物資の取扱い等の方法の区分

四 その他参考となるべき事項

(農林物資の取扱い等に関する広告等)

第三十七条 法第十三条第一項の主務省令で定めるものは、次のと おりとする。

農林物資の取扱い等に関する広告

一 取扱業者に関する広告 前二号に掲げるものに準ずるものとして主務大臣が定めるも

第三十八条 法第十三条第一項の主務省令で定める方式は、 (適合の表示) 次のと

表示する事項は、 おおむね次のとおりとし、その様式は主務 おりとする。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。(登録認証機関の登録)

(登録認証機関の登録手数料)

ずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。 定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のい第四条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令で

)による場合にあっては、十四万四千五百円) する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定四年法律がを活用した行政の推進等に関する法律(平成十とする日本農林規格が含まれる区分 十四万五千円(電子申請とする日本農林規格が含まれる区分 十四万五千円(電子申請とする場合にあっては、十四万四千五百円)

| 去幕十四条第一頁の登录(以下こり条支が幕穴条こおって「幾||請による場合にあっては、十一万八千二百円)|| 一前号に規定する区分以外の区分|| 十一万八千七百円(電子申

2

各号に定める額とする。
各号に定める額とする。
本等一項の登録(以下この条及び第六条において「機器が大の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該かわらず、同条第一項の主務省令で定める額は、前項の規定にかいわらず、同条第一項の登録合又は現に同条の登録を受けている場合と対る法律という。)を受けようとする者が同時に法第四十二条の関登録」という。)を受けようとする者が同時に法第四十二条の関登録」という。)を受けようとする者が同時に法第四十二条の関登録」という。

一 前号に規定する区分以外の区分 十万九千百円(電子申請に請による場合にあっては、十三万四千九百円)する日本農林規格が含まれる区分 十三万五千四百円(電子申法第二条第二項第一号イに掲げる事項ついての基準を内容と

イ 日本農林規格を意味する事項 大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

認証を行った登録認証機関の名称

適合に係る日本農林規格の内容

ごとに告示で定める。 表示の方法は、主務大臣が農林物資の取扱い等の方法の区

(適合の表示を付する取扱業者の認証の技術的基準)

臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定めるものとする。分にあっては、第三号に掲げる事項を除く。) について、主務大事項(認証の有効期間を定めない農林物資の取扱い等の方法の区第三十九条 法第十三条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる

三 認証の有効期間 示に関する記録の作成及び保存その他の適合の表示の実施方法 一 適合の表示を付する組織並びに適合の表示の貼付、適合の表

(登録認証機関の登録)

務大臣に提出してしなければならない。
る申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、これを主第四十条 法第十四条第一項の登録の申請は、別記様式第一号によ

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

人である場合には、これに準ずるもの)登記事項証明書(申請者が外国法令に基づいて設立された法

一 次の事項を記載した書類

認証に関する業務を行う組織に関する事項

る事項
イに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関す

務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項ハー認証に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業る事項

. 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類した書類

定する被認証事業者である場合には、その旨を含む。)を記載主要な株主の構成(当該株主が法第十六条第一項第二号に規

兀

第四十一条 法第十四条第一項の主務省令で定める区分は、次のと(登録認証機関の登録の区分)

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容はりとする。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けるこ 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいず とができない。 調査を行わせることができる。 第十六条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な 全技術センター(以下「センター」という。)に、当該申請が て、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安 一 第二十六条第一項から第三項まで又は第三十五条第一項か (欠格条項) しの日から一年を経過しないものを含む。) 日から一年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法 ら第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの とのなくなった日から一年を経過しない者 れかに該当する者があるもの の取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消 刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けるこ 人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にそ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の

> 定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規 じ当該各号に定める額とする。 当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする よる場合にあっては、十万八千六百円)

3

よる場合にあっては、八万五百円) とする日本農林規格が含まれる区分 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 八万九百円(電子申請に

一 前号に規定する区分以外の区分 による場合にあっては、五万四千二百円) 五万四千六百円(電子申請

いて、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分につ の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項 る者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他 に応じ当該各号に定める額とする。 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとす

とする日本農林規格が含まれる区分 七万千百円 前号に規定する区分以外の区分 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 四万四千八百円

2

農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合におい

林規格に係る外国格付の表示を含む。) とする日本農林規格(飲食料品に係るものに限り、 当該日本農

とする日本農林規格(木材又は竹材に係るものに限り、当該日二 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容

三 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 とする日本農林規格(当該日本農林規格に係る外国格付の表示 を含み、前二号に掲げるものを除く。) 本農林規格に係る外国格付の表示を含む。)

に限る。 前各号に掲げる日本農林規格以外の日本農林規格 (当該日

する日本農林規格(個人の能力に関する基準を内容とするもの

法第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容と

Ŧi.

農林規格に係る外国格付の表示を含む。)

(登録認証機関登録台帳への記載)

(登録の基準)

#### - 16 -

- 第十六条 主務大臣は、第十四条第一項の規定により登録を申請第十六条 主務大臣は、第十四条第一項の規定により登録を申請
- 一 登録申請者が、被認証事業者(当該登録申請者の申請に係 扱業者をいう。以下同じ。) に支配されているものとして次 等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取 同じ。)又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱い の流通行程を管理し、又は把握するものとして主務省令で定 を販売することを業とする者その他の外国において農林物資 以下同じ。)、外国流通行程管理者(外国において農林物資 業とする者その他の外国において農林物資の生産行程を管理 国生産行程管理者(外国において農林物資を生産することを 販売その他の取扱いを業とする者をいう。以下同じ。)、外 る農林物資の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、 して自ら販売することを業とする者を含む。)をいう。以下 国において農林物資を小分けすることを業とする者(小分け めるものをいう。以下同じ。)若しくは外国小分け業者(外 し、又は把握するものとして主務省令で定めるものをいう。 小分け業者、外国取扱業者(外国において農林物資の生産、 いずれかに該当するものでないこと。
- こと。
  第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)である第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)である業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)登録申請者が株式会社である場合にあっては、被認証事
- )が、被認証事業者の役員又は職員(過去二年間に被認証登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員含む。)の割合が二分の一を超えていること。(過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であった者を登録申請者の役員に占める被認証事業者の役員又は職員
- う。 登録は、次に掲げる事項を登録認証機関登録台帳に記載して登録は、次に掲げる事項を登録認証機関登録台帳に記載して事業者の役員又は職員であった者を含む。) であること。

2

- 登録年月日及び登録番号
- は、その代表者の氏名
  登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
- 三 登録認証機関が認証を行う農林物資の種類又は農林物資の

| 録認証機関登録台帳に記載して行う。| 第四十二条 法第十六条第一項の登録は、別記様式第二号による登

### (外国生産行程管理者)

務省令で定めるものについて準用する。 資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして主第四十三条 第十八条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物

### (外国流通行程管理者)

務省令で定めるものについて準用する。
資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして主第四十四条 第二十条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物

- 兀 取扱い等の方法の区分
- 3 る事項を公示しなければならない。 主務大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、関の事業所の所在地 登録認証機関が認証を行う区域及び認証を行う登録認証機 前項各号に掲げ

### (登録の更新)

第十七条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその 第五条 更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失

2

前三条の規定は、

前項の登録の更新について準用する。

## (登録認証機関の登録の有効期間) 法第十七条第一項の政令で定める期間は、

四年とする。

第六条 令で定める額は、同項の主務省令で定める各区分について、当該 (登録認証機関の登録更新手数料) 法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政

各号に定める額とする。 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容

各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該

申請による場合にあっては、十一万二千九百円) とする日本農林規格が含まれる区分 十一万三千三百円 (電子 前号に規定する区分以外の区分 九万五千八百円 (電子申請

定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分について 新」という。) を受けようとする者が同時に法第四十五条第一項: 法第十七条第一項の登録の更新 (次項において「機関登録の更 じ当該各号に定める額とする。 おいて準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規 の登録の更新を受けようとする場合における法第十七条第二項に 当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応 による場合にあっては、九万五千四百円)

一 前号に規定する区分以外の区分 八万七千九百円 請による場合にあっては、十万五千円) とする日本農林規格が含まれる区分 十万五千四百円 (電子申 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 (電子申請

において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七条第二項 うとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他 いて、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか の規定にかかわらず、同条第一項の主務省令で定める各区分につ の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けよ による場合にあっては、八万七千五百円)

に応じ当該各号に定める額とする。 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容

とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円

前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

# (登録認証機関の登録の更新に係る準用)

|第四十五条 第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する 法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十一条の規 れぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「 準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。 第十六条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第二項において 項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、そ 定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務 省令で定める区分について、第四十二条の規定は法第十七条第二

- 3 第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期3 第一項の登録の更新の申請に対する処分がされないときは、従前の登3 第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期

第十八条 登録認証機関の地位を承継する。

け出なければならない。なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届て前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞

(認証に関する業務の実施)

を行わなければならない。
、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査第十九条 登録認証機関は、認証を行うことを求められたときは

を行わなければならない。合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務に適

2

届出書を、主務大臣に提出しなければならない。で(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)に掲げ第四十六条 登録認証機関は、第四十条第二項第二号から第四号ま第四十六条 の場でを前条において準用する場合を含む。)に掲げ第四十六条 の場別を前条において準用する場合を含む。)に掲げる場所ので、までは、第四十条第二項第二号から第四号ま

(登録認証機関の地位の承継の届出)

に提出しなければならない。認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、主務大臣認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、主務大臣は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録第四十七条 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者

(登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準)

おりとする。第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のと第四十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のと

項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条

認証の実施方法に関する基準

(第 议

適合することを当該日本農林規格に定める試験等の方法を用 ものに限る。)が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に 類の農林物資の製造工程を代表するもの(無作為に抽出した 請者が取り扱おうとする農林物資であって当該申請に係る種 外国取扱業者をいう。以下同じ。)である場合には、当該申 業者又は外国取扱業者(法第十六条第一項第二号に規定する ことにより確認すること。 術的基準」という。)に適合することについて、書類審査及 という。)に係るもの(以下この項において単に「認証の技 を含む。)の規定により主務大臣が定める認証の技術的基準 三十五条又は第三十九条(第六十四条において準用する場合 六十一条において準用する場合を含む。)、第三十二条、第五十九条において準用する場合を含む。)、第二十七条(第 を行うことその他の措置を講じること。 いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認 は、書類審査及び能力の試験)を行い、その結果を検証する び実地の調査(個人の能力を認証しようとする場合にあって であって当該申請をした者(以下この号において「申請者」 二十七条各号(第六十一条において準用する場合を含む。 下この項において「認証事項」という。)が第二十五条(第 六十四条において準用する場合を含む。)に掲げる事項 五条各号(第五十九条において準用する場合を含む。)、 に係る日本農林規格が定められているものに限る。)の取扱 申請者が農林物資(法第二条第二項第一号イに掲げる基準 第三十二条各号、第三十五条各号又は第三十九条各号 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る第二十

、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、

虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六

二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処

二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三② 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十なった日から一年を経過しない者 せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

- 者でその通知の日から一年を経過しないものとしないことを決定する日までの間に二個の規定によるしないないことを決定する日までの間に二個の規定によると、4の業務の廃止の通知をした者で、その通知の日から一年を経業務の廃止の通知をした者で、その通知の日から一年を経業務の廃止の通知をした者で、その通知の日から一年を経業のを止る。

付与について通知した日からその取消しをする日又は取消) 第三号トの規定による認証の取消しに係る弁明の機会の

。以下同じ。)、認証輸入業者(法第三十七条第一項第五年 (同項に規定する認証小分け業者をいう (明正規定する認証品質取扱業者をいう。以下同じ。)、認証流通行程管理者(同項に規定する認証生産行程管理者をいう。以 (国項に規定する認証生産行程管理者をいう。以 (認証事業者(認証品質取扱業者(法第十条第五項に規定 こと。) 、認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付する 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付する に

条第五項に規定する認証品質外国取扱業者をいう。以下同

をいう。以下同じ。)、認証品質外国取扱業者(法第三十(法第三十八条第一項第一号に規定する認証方法取扱業者

国格付表示業者をいう。以下同じ。)、認証方法取扱業者国格付表示業者(法第十二条の二第二項に規定する認証外号に規定する認証輸入業者をいう。以下同じ。)、認証外

認証外国生産行程管理者(法第三十条第五項に規

(2) 本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法の区分に係る日 の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証 項を変更しようとするとき又は格付に関する業務(認証小) 認証事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事 を遵守すること。 二第三項及び第四項、第三十七条並びに第三十八条の規定 証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法が当該農林物資 物資又は農林物資の取扱い等の方法について登録認証機関 の認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林 を行うときは、その認証に係る種類の農林物資若しくはそ 廃止しようとするときは、あらかじめ登録認証機関にその 三項において同じ。)若しくは適合の表示に関する業務を は格付の表示に関する業務、認証外国格付表示業者にあっ 分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあって 若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若 第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条 令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若 証事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること 以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)は、認 条第一項第二号に規定する認証方法外国取扱業者をいう。 う。以下同じ。)又は認証方法外国取扱業者(法第三十八 を行うときは、その認証に係る種類の農林物資又はその認 認させるおそれのないようにすること。 旨を通知すること。 ては外国格付の表示に関する業務。以下この項及び次条第 しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚 け業者(法第三十二条に規定する認証外国小分け業者をい 外国流通行程管理者をいう。以下同じ。)、認証外国小分 証外国流通行程管理者(法第三十条第四項に規定する認証 しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。 定する認証外国生産行程管理者をいう。以下同じ。)、認 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供 認証事業者は、法第三十九条の規定による主務大臣の命 認証事業者は、法第十条第六項及び第七項、第十二条の

認証事業者は、

登録認証機関が認証事業者に対し、

(5) 又

の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあっ格付の表示の実績、有機農産物、有機飼料又は有機畜産物格付の表示の実績、認証外国格付表示業者にあっては外国け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあっては ② ⑤及び⑥に定めるもののほか、認証事業者は、他人にそこれに応じること。 、めの調査に協力すること。 じて行う①の条件が遵守されているかどうかを確認するた。 認証事業者は、登録認証機関が定期的に、又は必要に応 う努めること。 証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよ認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認い等の方法について登録認証機関の認証を受けていると誤る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱 の実績を登録認証機関に報告すること。 証に係る種類の農林物資以外の農林物資又はその認証に係 ては格付実績及び認証に係るほ場の面積)又は適合の表示 合の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認 の認証又は格付、格付の表示、外国格付の表示若しくは は(6)の条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善 し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、 認証事業者は、その行った格付(認証小分け業者、認証 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績(認証小分

(i) 当該格付に係る農林物資の格付の日からぶ応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。 の⑴において同じ。)に関する記録を、次に掲げる場合に認証外国格付表示業者にあっては外国格付の表示。以下こ 輸入業者又は認証外国小分け業者にあっては格付の表示、 じ。)までの期間(当該農林物資に消費期限又は賞味期規定する賞味期限をいう。以下このi)及びiiにおいて同じ。)又は賞味期限(食品表示基準第二条第八号に号に規定する消費期限をいう。以下このi)及びiiにおい号に規定する消費期限をいう。以下このi)及びiiにおい品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第二条第七品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)第二条第七 る場合に該当する場合を除く。) 当該農林物資の格付。iiにおいて同じ。)が一年以上である場合(iiiに掲げれてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間限の定めがない場合にあっては、当該農林物資が出荷さ 、当該農林物資の出荷の日から三年間) 資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあって の日から消費期限又は賞味期限までの期間 (味期限までの期間が一年未満である場合()並に掲げる当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限 (当該農林物

賞味期限までの期間が一年未満である場合

, こことでは、その認証を取り消すこと。 じないときは、その認証を取り消すこと。 は、登録認証機関は、認証事業者が13の規定による請求に応 か、13の規定による請求をしたとき又はその認証を取り消 業者の氏名若しくは名称及び住所並びに認証の年月日のほ及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱 きは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、し、若しくは12の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと件に違反し、又は12の報告をせず、若しくは虚偽の報告を発録認証機関は、認証事業者が(1)から(1)までに掲げる条 方法の区分、認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称 を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の 三条第一項に規定する広告等をいう。以下同じ。)の使用 格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しく 物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若 場所に立ち入り、格付、格付の表示、外国格付の表示若し |件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるとき | 登録認証機関は、認証事業者が(1)から11までに掲げる条 に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表す 取消しをした理由並びに格付に関する業務又は適合の表示 認証に係る農林物資の種類若しくは農林物資の取扱い等 表示、外国格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは 資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等(法第十 は格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物 しくは従業者その他の関係者に質問させることができるこ くは適合の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林 は帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に は、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しく したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は 抹消をすることを請求することができること。 ( 当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、 認証に係るほ場、工場、事務所、事業所、倉庫その他の 登録認証機関は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、 産技術による水産養殖産品について行われた場合 主務 認証事業者は、 定めがない場合にあっては、当該農林物資の出荷の日 日から一年間(当該農林物資に消費期限又は賞味期限 場合に該当する場合を除く。) 大臣が別に定める期間 産情報公表農産物、生産情報公表養殖魚又は人工種苗生 その認証を取り消されたときは、当該認 当該農林物資の格付 生. かの

付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消 を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格 証に係る格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある 農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用

表示又は適合の表示の除去又は抹消を行わない場合は、そ録認証機関が適当でないと認める格付の表示、外国格付の 荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登の表示若しくは外国格付の表示の付してある農林物資の出 の旨を公表すること。

た日から相当の期間が経過した後も、

林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるもの 号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めたイから二までに定めるもののほか、法第十六条第一項第一 に適合する方法により認証の業務を行うこと。 認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農

認証事項の確認に関する基準 認証事業者から認証事項を変更しようとする旨の通知を受

知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技 的基準に適合することを確認すること。 術的基準に適合することを確認すること。 けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術 イの場合のほか、認証事業者が認証事項を変更したことを

間内に当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定める期 ロ又はホの確認をした日を除く。)から主務大臣が農林物資が認証の技術的基準に適合していることを確認した日(イ、 認証事業者の認証をした日又は認証事業者に係る認証事項

、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部一 ハに定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか に対し、事前に通知することなく行うものとすること。 イからニまでに定めるもののほか、認証事業者に係る認証

適合することを確認すること。

号イの書類審査の結果、当該認証事業者に係る認証事項が認法により行うこと。ただし、イ又は口の確認においては、同イからホまでの確認は、前号イ及び口の基準に適合する方 証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の 認証の技術的基準に適合することを確認すること。 握したときは、遅滞なく、当該認証事業者に係る認証事項が事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把 (個人の能力を認証しようとする場合にあっては、

認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農 号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた の試験)及び同号口の確認を省略することができること。 林物資の取扱い等の方法の区分ごとに主務大臣が定めるもの .適合する方法により認証事項の確認を行うこと。 イからへまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一

認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する

認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しな

くなるおそれが大きいと認めるときは、当該認証事業者に対 くなったとき(ホ(1)に該当するときを除く。)又は適合しな べきことを請求すること。 し、当該認証の技術的基準に適合するため必要な措置をとる 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第十二条

を請求すること。 止すること、当該格付の表示、外国格付の表示又は適合の表 林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停 業務及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付してある農 証事業者に対し、格付に関する業務又は適合の表示に関する 二第三項若しくは第四項、第三十七条又は第三十八条の規定 示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務又は適合 に違反したとき(ホ2)に該当するときを除く。) は、当該認 表示に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきこと

当該認証事業者に対し、情報の提供の方法を改善し、又は情認証事業者が第一号二⑤又は⑥の条件に違反したときは、 報の提供をやめるべきことを請求すること。

二 認証事業者に対してイ又はハの規定による請求をする場合 るものに限る。)及び格付の表示若しくは外国格付の表示の付に関する業務又は適合の表示に関する業務(当該請求に係 当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格 付してある農林物資(当該請求に係る種類の農林物資に限る 講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、 することを請求すること。 において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに )の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止

取り消すこと。 (1) るものとなることが見込まれないとき。 なくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合す 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第十二条 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合し

認証事業者が次のいずれかに該当するときは、

その認証を

の二第三項若しくは第四項、第三十七条又は第三十八条の

0)

過失によるとき。 過失によるとき。 規定に違反した場合(軽微な違反である場合を除く。)で

- 請求に応じないとき。
  (4) 認証事業者が正当な理由がなくてロ又はニの規定によるするまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき。3) 認証事業者がイ又はハの規定による請求に係る措置を講演すりませ
- (5) 認証事業者が正当な理由がなくて第一号ニ12)の報告若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでで、若しくは虚偽の容弁をしたときでは、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告者しくは虚偽の報告者しくは虚偽の報告者しくは。認証事業者が正当な理由がなくて第一号ニ12)の報告若し
- 主務大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認定を求めたとき。
- 忍正事養者の忍正の支持したしようとするときよ、その一適切な措置を講ずること。事業者が当該指導に従わないときは、認証の取消しその他のす業者が当該指導に従わないときは、適切な指導を行い、当該認証された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認証に付
- 認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項(認認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農認証を実施すること。 
  認証事業者の認証等に係る公表に関する基準であって農林物資の種類又は農置を実施すること。 
  のは、 
  との他の措置を実施すること。 
  のは、 
  との他の時間に関する基準であって農林物資の種類又は農産を実施すること。 
  との他のほか、法第十六条第一項第一人から下までに定めるもののほか、法第十六条第一項第一人のように表示。

、③に掲げる事項を除く。)(これらの事項に変更があった証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項(認

ときは、変更後のもの)を事務所において公衆の閲覧に供す

(2) 認証に係る農林物資の)の提供をすること。 らの事項(これらの事項に変更があったときは、変更後のもるほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれ

- 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 法の区分 認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方
- (3) 若しくは名称及び住所 又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名)。認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 認証に係る認証番号

(5)(4)認証の年月日

- 変更があったときは、変更後のもの)の提供をすること。 利用その他適切な方法によりこれらの事項(これらの事項に 事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの) (これらの事項に変更があったときは、変更後のもの) を 法外国取扱業者の認証にあっては、③に掲げる事項を除く。 (2)(1)ときは、遅滞なく、次の事項(認証方法取扱業者又は認証方 認証事業者に対し、前号ロ又は二の規定による請求をした 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- は、その旨)並びに格付に関する業務若しくは適合の表示は農林物資の取扱い等の方法の全てに係るものであるとき の表示の除去若しくは抹消を請求している旨 ある広告等の使用を停止すること又は登録認証機関が適当 の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付して 法の区分(請求が当該認証事業者の認証に係る農林物資又 でないと認める格付の表示、外国格付の表示若しくは適合 に関する業務若しくは格付の表示若しくは外国格付の表示 請求に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方
- (3) 法の区分に係る認証番号 若しくは名称及び住所 又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方
- 請求の年月日 請求の理由
- インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項 事項を除く。)を事務所において公衆の閲覧に供するほか、 者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、(3)に掲げる 務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項(認証方法取扱業 認証事業者が格付に関する業務又は適合の表示に関する業

廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

(3) (2)又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名) 廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地 法の区分 廃止に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方

廃止に係る認証事業者に係る認証番号

若しくは名称及び住所

(6)(5)(4)付与について通知した日からその取消しをする日又は取消) 第一号ハ4(に規定する認証の取消しに係る弁明の機会の よる業務の廃止の通知をした者の場合は、その旨 しをしないことを決定する日までの間に同号ニ40の規定に 廃止の年月日

供をすること。 ターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提 る次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、イン る認証を受けたときを除く。)は、遅滞なく、当該認証に係 証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係 区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき(認認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の

認証事業者の氏名又は名称及び住所 農林物資の取扱い等の方法の区分

(4)(3)(2)(1)有効期間満了の年月日 認証事業者に係る認証番号

らの事項の提供をすること。るほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれ に掲げる事項を除く。)を事務所において公衆の閲覧に供す 法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、(3)認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項(認証方 認証の取消しをしたときは、遅滞なく、 次の事項(認証

(2)(1)扱い等の方法の区分 取り消した認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

業者の氏名若しくは名称及び住所 及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱 取り消した認証に係る認証番号

(3)

取り消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称

取消しの理由 取消しの年月日

でないと認める格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示 の除去又は抹消を行わないときは、 示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当 は外国格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表 当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示若しく 取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相 その旨を事務所において

る事項を主務大臣に報告しなければならない。た被認証事業者の氏名又は名称、住所その他の主務省令で定める登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、認証をし

トーイからへまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げるな方法により提供をすること。な衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切

区分に応じ、次に定める期間行うこと。トーイからへまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる

の認証の取消しをする日までの間証の取消しをする日までの間で、当該認証事業者に係る認証事業者に係る認証事業者に係る認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の認証に係る認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の

」ロに掲げる事項の閲覧及び提供 前号ロ又は二に規定すくは抹消を終了した日までの間

をする日から一年を経過する日までの間止する日、認証の有効期間が満了する日又は認証の取消しが格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃いからホまでに掲げる事項の閲覧及び提供 認証事業者

認証事業者その他の農林物資を本邦から輸出しようとする者提供の開始の日から一年を経過する日までの間(人)へに規定する事項の閲覧及び提供 当該事項の閲覧及びをする日から一名を経過する日までの間

業者又は外国取扱業者の認証その他の認証に関する業務を行うと検査を各個に行うもの(主務大臣が定めるものに限る。)の取扱を含む。)の検査の方法が定められている農林物資であって当該関し必要な審査を行うこと。
関し必要な審査を行うこと。
対路付をしたことを証する書面を発行するときは、その発行に関し必要な審査を行うこと。

(登録認証機関の認証等の報告)

からトまで並びに第四号の規定にかかわらず、主務大臣が農林物きは、前項第一号イ、ロ及びニ、第二号イからへまで、第三号イ

資の種類ごとに定めるところにより当該認証に関する業務を行う

ことができる。

遅滞なく、次に掲げる事項(認証方法取扱業者又は認証方法外国により行う認証を除く。第三項において同じ。)をしたときは、第三十三条第一項の認証(前条第二項の主務大臣が定めるところ第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第四十九条 登録認証機関は、法第十条第一項から第三項まで、第

載した別記様式第五号による報告書を主務大臣に提出しなければ取扱業者の認証にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)を記 ならない。その報告をした事項に変更があったときも、同様とす

- 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者 国小分け業者又は認証方法外国取扱業者の別 認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認 当該認証に係る者の認証品質取扱業者、認証生産行程管理
- 法の区分 合にあっては、その旨を含む。)又は農林物資の取扱い等の方 当該認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在 当該認証に係る農林物資の種類(酒類に係る認証を行った場

Ξ. くは名称及び住所 当該認証に係る認証番号

又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若し

2 提出しなければならない。その報告をした事項に変更があったと を除く。)を記載した別記様式第六号による報告書を主務大臣に は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、 をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項(認証方法取扱業者又 きも、同様とする。 登録認証機関は、前条第一項第三号ロ又は二の規定による請求 当該認証の年月日 第三号に掲げる事項

- 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 合にあっては、その旨を含む。) 又は農林物資の取扱い等の方二 当該請求に係る農林物資の種類(酒類に係る請求を行った場 法の区分
- くは名称及び住所 又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若し 当該請求に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地

五. 法の区分に係る認証番号 当該請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方

当該請求の理由 当該請求の年月日

証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者(以下この条におい扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認 者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取 行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業 表示に関する業務を廃止したときは、 て「認証事業者」と総称する。)が格付に関する業務又は適合の 登録認証機関は、その認証に係る認証品質取扱業者、認証生産 遅滞なく、 次に掲げる事項

る報告書を主務大臣に提出しなければならない。、第三号に掲げる事項を除く。) を記載した別記様式第七号によ(認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては

- 一 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 法の区分合にあっては、その旨を含む。) 又は農林物資の取扱い等の方のにあっては、その旨を含む。) 又は農林物資の取扱い等の方二 当該廃止に係る農林物資の種類(酒類に係る廃止を行った場
- くは名称及び住所 又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若し三 当該廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 当該廃止に係る認証事業者に係る認証番号

当該廃止の年月日

る業務の廃止の通知をした者の場合は、その旨消しをしないことを決定する日までの間に同号ニ4の規定によ機会の付与について通知した日からその取消しをする日又は取機会の一項第一号ハ4)に規定する認証の取消しに係る弁明の

ければならない。

登録認証機関は、認証の有効期間が定められた農林物資の取扱

登録認証機関は、認証の有効期間が定められた農林物資の取扱

区分二 当該期間が満了した認証に係る農林物資の取扱い等の方法の二 当該期間が満了した認証に係る書の氏名又は名称及び住所一 当該期間が満了した認証に係る者の氏名又は名称及び住所

三 当該期間が満了した認証に係る認証番号

た別記様式第九号による報告書を主務大臣に提出しなければなら業者の認証にあっては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載しなく、次に掲げる事項(認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱5 登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞

当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所

三 当該取り消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称取扱い等の方法の区分 しを行った場合にあっては、その旨を含む。) 又は農林物資の二 当該取り消した認証に係る農林物資の種類(酒類に係る取消

当該取り消した認証に係る認証番号の氏名若しくは名称及び住所

及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者

当該取消しの理由当該取消しの年月日

(業務規程)

2

を公示しなければならない。

在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間第二十条 登録認証機関は、認証に関する業務を行う事業所の所

(事業所の変更の届出)

前までに、主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨

務大臣が別に定めるところによるものとする。者の氏名又は名称、住所その他の事項の主務大臣への報告は、主前条第二項の主務大臣が定めるところにより行う認証を受けた。

遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。7 登録認証機関は、法第六十九条第一項各号に掲げる場合には、

4青報)(登録認証機関が他の登録認証機関から提供を受けることが必要(登録認証機関が他の登録認証機関から提供を受けることが必要

あって、次の各号に掲げるものとする。
及び流通行程管理者について他の登録認証機関が保有する情報で及び流通行程管理者について他の登録認証機関が認証を行おうとし、又は行った取扱業者、生産行程管理者第五十条 法第十九条第四項の主務省令で定めるものは、登録認証

びに認証の可否に係る判断の根拠第四十八条第一項第一号イ及びロの規定による確認の結果並

の対応の状況 ニの規定による請求の理由及び請求した事項並びに当該請求へニの規定による請求の理由及び請求した事項並びに当該請求へ三 第四十八条第一項第一号ニの規定により通知された事項ニ 第四十八条第一項第一号ニの規定により通知された事項

の有無に係る判断の根拠 第四十八条第一項第一号ニの規定による調査の結果及び遵守

付実績
五 第四十八条第一項第一号ニの規定により報告された過去の格

並びに認証の取消しその他の措置を講じた場合は当該措置の内、第四十八条第一項第三号への規定による指導の理由及び内容の結果並びに適合の有無に係る判断の根拠の諸界がは適合の有無に係る判断の根拠

発行の可否に係る判断の根拠第四十八条第一項第五号の規定による審査の結果及び書面の容

- 前条第七項の規定により報告した事項

(登録認証機関の事業所の変更の届出)

(登録認証機関の業務規程)

更しようとするときも、同様とする。 務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変次項において「業務規程」という。)を定め、認証に関する業第二十一条 登録認証機関は、認証に関する業務に関する規程(

### (業務の休廃止)

、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ころにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までにを休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めると第二十二条 登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部

を公示しなければならない。 2 主務大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨

## (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十三条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ第二十三条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ第二十三条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ第二十三条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ第二十三条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ第二十三条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ第二十三条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ

間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただ2 被認証事業者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時

に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。をしようとする登録認証機関は、別記様式第十一号による届出書第五十二条 法第二十一条第一項前段の規定による業務規程の届出

3 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次の事項とす

行う区域に関する事項事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を

うっては、その旨を含む。) 又は農林物資の取扱い等の方法の区っては、その旨を含む。) 又は農林物資の取扱い等の方法の区二 認証を行う農林物資の種類(酒類に係る認証を行う場合にあ

認証に関する業務を行う時間及び休日に関する事項

する業務の実施方法に関する事項 認証の実施方法、認証の取消しの実施方法その他の認証に関

認証に関する料金の算定方法に関する事項

認証に関する業務を行う組織に関する事項

七六五

認証に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事

九 その他認証に関する業務に関し必要な事項 八 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

出しなければならない。
 登録認証機関は、別記様式第十二号による届出書を主務大臣に提第五十三条 法第二十二条第一項の規定による届出をしようとする(登録認証機関の業務の休廃止の届出)

- た費用を支払わなければならない。 し、第二号又は第四号の請求をするには、 登録認証機関の定め
- 面の閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、 当該書
- 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- □ 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情より表示したものの閲覧又は謄写の請求 当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法に一 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、
- 兀 る方法であって主務省令で定めるものをいう。)により提供 することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

### (適合命令)

第二十四条 主務大臣は、登録認証機関が第十六条第一項各号の 関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべき ことを命ずることができる。 いずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機

### (改善命令)

第二十五条 主務大臣は、登録認証機関が第十九条の規定に違反 改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 する業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の していると認めるときは、当該登録認証機関に対し、認証に関

### (登録の取消し等)

- 第二十六条 主務大臣は、登録認証機関が第十五条各号のいずれ らない。 かに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければな
- 2 ときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認1 主務大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当する 証に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ る。
- 条第一項、第二十三条第一項又は次条の規定に違反したとき第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二
- 正当な理由がないのに第二十三条第二項各号の規定による

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第五十四条 法第二十三条第二項第三号の主務省令で定める方法 示する方法とする。 、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表 の電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表 示する方法とする。

- 次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。 法第二十三条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、
- が記録されるもの 信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計
- 一 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確 情報を記録したものを交付する方法 実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに

請求を拒んだとき。

- 3 正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過 主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認証機関が 前二条の規定による命令に違反したとき。 不正の手段により登録を受けたとき。
- 年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、か するときは、その期日の一週間前までに、行政手続法(平成五 の登録を取り消すことができる。 してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は 主務大臣は、前三項の規定による処分に係る聴聞をしようと 年以上継続してその認証に関する業務を停止したときは、そ 聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければ

ときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をした

6

第二十七条 登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、 記載し、これを保存しなければならない。帳簿を備え、認証に関する業務に関し主務省令で定める事項を (帳簿の記載)

(登録認証機関の帳簿)

| 又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに記載した帳簿を保存第五十五条 登録認証機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類 しなければならない。

証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、法第二十七条の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項

認証を申請した者の氏名又は名称及び住所

五号に掲げる事項を除く。)とする。

一 認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、 格付の表示を付そうとするものである場合には、その旨を含む 取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者であって、外国 流通行程管理者又は外国小分け業者の別(認証を申請した者が 入業者をいう。)、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国 理者、小分け業者、輸入業者(法第十二条第一項に規定する輸 流通行程管

認証の申請を受理した年月日

あっては、その旨を含む。)又は農林物資の取扱い等の方法 認証の申請に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在 認証の申請に係る農林物資の種類(酒類に係る認証の申請に認証の申請を受理した年月日

認証をするかどうかを決定した年月日

しくは名称及び住所

地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若

前号の決定の結果

認証をすることを決定した場合にあっては、当該認証に係る

第認

3

九 認証に従事した者の氏名

認証番号

第一項の帳簿は、最終の記載の日から五年間保存しなければな

#### (秘密保持義務)

第二十八条 登録認証機関若しくはその役員若しくは職員又はこ 密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 れらの者であった者は、認証に関する業務に関して知り得た秘

# (日本農林規格登録認証機関という名称の使用の禁止)

第二十九条 登録認証機関でない者は、日本農林規格登録認証機 2 関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。 い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法についても、 わしい名称を用いてはならない。その登録した農林物資の取扱 いては、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛ら 登録認証機関は、その登録した農林物資以外の農林物資につ 同様

### 外国における格付

#### 第四節

第三十条 り状に格付の表示を付することができる。 よる格付を行い、当該農林物資又はその包装、 その取り扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格に らかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、 国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あ 外国取扱業者は、主務省令で定めるところにより、外 容器若しくは送

2 できる。 はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することが 物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又 その生産行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林 らかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、 国にあるほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あ 外国生産行程管理者は、主務省令で定めるところにより、

3 は送り状に格付の表示を付することができる。 格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しく 又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規 は登録外国認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、 林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又 外国流通行程管理者は、主務省令で定めるところにより、農

4 通行程管理者」という。)が他の認証外国流通行程管理者又は 前項の認証を受けた外国流通行程管理者(以下「認証外国流

(格付を行う外国取扱業者の認証の申請)

第五十六条 第十六条の規定は、法第三十条第一項の認証の申請に るものとする。 」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替え ついて準用する。この場合において、第十六条中「登録認証機関

## (外国生産行程管理者の認証の申請)

第五十七条第十九条の規定は、法第三十条第二項の認証の申請に ついて準用する。この場合において、第十九条中「登録認証機関 るものとする。 」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替え

## (外国流通行程管理者の認証の申請)

について準用する。この場合において、第二十一条中「登録認第五十八条 第二十一条の規定は、法第三十条第三項の認証の申 替えるものとする。 機関」とあるのは 「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み

項の規定を適用する。

「項の規定を適用する。

「項の規定を適用する。

「項の規定を適用する。

「項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する開き継の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七級の包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある農林物資(そ認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資(そ認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資(そ

5 第十条第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国生産行程管理者」という。)及び認証外国流通行程管理者について、、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「前三項とあり、並びに同条第六項、第七項及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第三十条第一項の認証を受けた外国生産行程管理者(以下「認証外国生産」とあるのは、「第三十条第一項の認証を受けたら第三項を受けた外国生産の規定は第一項の認証を受けたら第三項を設定している。

(外国小分け業者による格付の表示)

格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示解記証機関の認証を受けて、格付の表示格付の表示というところにより第三十一条。外国小分け業者は、主務省令で定めるところにより第三十一条。外国小分け業者は、主務省令で定めるところにより

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

(認証品質外国取扱業者等の公示)

(格付を行う外国取扱業者等の認証の技術的基準)

での認証について準用する。第五十九条第二十五条の規定は、法第三十条第一項から第三項を

法等に係る準用) (格付を行う外国取扱業者等の行う農林物資についての検査の方

第十条第四項第三号の検査について、それぞれ準用する。いて、第二十四条の規定は法第三十条第五項において準用する法に十条第五項において準用する法第十条第四項第一号の検査について、第二十三条の規定は法第第六十条 第二十二条の規定は法第三十条第五項において準用する

(外国小分け業者の認証に係る準用)

読み替えるものとする。というでは、まないのでは、登録認証機関というでは、登録認証機関とは登録外国認証機関」と認証について準用する。この場合において、第二十六条中「登録第六十一条 第二十六条及び第二十七条の規定は、法第三十一条の

(認証品質外国取扱業者等の公示)

を公示しなければならない。 第六十二条 主務大臣は、第四十九条第一項(第七十二条において を公示しなければならない。

係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者にる認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る。主務大臣は、第四十九条第二項(第七十二条において準用する

場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係上主務大臣は、第四十九条第三項(第七十二条において準用する

#### 第五節 外国における適合の表示

第三十三条 扱 機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取 農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証 い等に関する広告等に適合の表示を付することができる。 外国取扱業者は、主務省令で定めるところにより、

第十条第九項の規定は、 前項の認証について準用する。

2

#### 第六節 登録外国認証機関

### (登録外国認証機関の登録)

第三十四条 登録外国認証機関の登録 (以下この節において単に ばならない。
める額の手数料を納付して、 より、主務省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定 )を行おうとする者に限る。)は、主務省令で定めるところに 前条第一項の認証(以下この節において単に「認証」という。 おいて第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は 「登録」という。)を受けようとする者(外国にある事業所に 主務大臣に登録の申請をしなけれ

(登録外国認証機関の登録手数料)

第七条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の主務省令で定め において単に「旅費の額」という。)に相当する額を加算した額係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額(以下この条 ー」という。)の職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に 又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センタ る各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれ に該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林水産省

一 前号に規定する区分以外の区分 七万六千四百円 とする日本農林規格が含まれる区分 十万二千七百円 請による場合にあっては、十万二千三百円) による場合にあっては、 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 七万六千円) (電子申請 (電子申

> 係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。 通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国

- る認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しな場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係 ければならない。 主務大臣は、第四十九条第四項(第七十二条において準用する
- 場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係 る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流 係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。 通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に 主務大臣は、第四十九条第五項(第七十二条において準用する
- に定めるところによるものとする。 の規定による報告に係る事項の公示については、主務大臣が別第四十九条第六項(第七十二条において準用する場合を含む。

(適合の表示を付する外国取扱業者の認証の申請)

第六十三条 第三十六条の規定は、法第三十三条第一項の認証の申 証機関」とあるのは 請について準用する。この場合において、第三十六条中「登録認 み替えるものとする。 「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読

第六十四条 第三十九条の規定は、 いて準用する。 (適合の表示を付する外国取扱業者の認証の技術的基準) 法第三十三条第一項の認証に

0

(登録外国認証機関の登録に係る準用)

|第六十五条 第四十条の規定は法第三十四条の登録の申請につい 、第四十一条の規定は法第三十四条の主務省令で定める区分に 読み替えるものとする。 六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合にお いて、第四十二条の規定は法第三十六条において準用する法第十 は、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と て、 第四十条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるの

2

による場合にあっては、九万二千七百円)とする日本農林規格が含まれる区分 九万三千百円(電子申請法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容

こよる場合こあってよ、トワ5トトワムワワ) 前号に規定する区分以外の区分 六万六千八百円(電子申請による場合にあっては、九万二千七百円)

よの分子であげらなうのいでして変白であっている変合でかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定に場に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとするによる場合にあっては、六万六千四百円)

またこのでは、こうによいに対して、当該各区かかわらず、同条の主務省令で定める各区分に掲げる事項についての基準を内容に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。のが次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各民かかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区のかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区のかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該各区のでは、

による場合にあっては、四万六千九百円) 二 前号に規定する区分以外の区分 四万七千四百円(電子申請請による場合にあっては、七万三千二百円)

各号に定める額とする。

本号に定める額とする。

を号に定める額とする。

を写分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該定にかかわらず、同条の主務省令で定める各区分について、当該の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規る者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他各号に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする場合に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする。

一 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円とする日本農林規格が含まれる区分 七万千百円と 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容

の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第律、旅費の額は、出張をする職員が一般職の職員の給与に関する法

費の額の計算に関し必要な細目は、

主務省令で定める。

(登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目)

掲げるところによるものとする。 第六十六条 令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、

一 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。という。)第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費

主務大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整を行百六号)第四条の渡航雑費については、一万円とすること。国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三内で主務大臣が必要と認める日数とすること。

#### (登録の取消し等)

- 登録を取り消さなければならない。
  する第十五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その第三十五条 主務大臣は、登録外国認証機関が次条において準用
- ができる。 て認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することで認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することするときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定め2 主務大臣は、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当
- 十七条の規定に違反したとき。 一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二一 次条において準用する第十九条、第二十条第一項、第二十
- よる請求に応じなかったとき。 
  三 次条において準用する第二十四条又は第二十五条の規定に

五四

不正の手段により登録を受けたとき。

- くは虚偽の物件の提出がされたとき。その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しては帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、登録外国認証機関に対しその認証に関する業務に関し必要な報告・主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録・
- 六 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その六 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その検査が拒まれ、妨げられてはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられさせようとした場合において、その検査が担まれ、妨げられさせようとした場合において、その性質が見がしている。 この法律の施行に必要な限度において、その六 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その六 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その六 主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その六 主教
- 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3

- すことができる。関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消と、主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認証機
- 止したとき。 又は一年以上継続してその登録に係る認証に関する業務を停 過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、 正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経
- に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において二 主務大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認証

については、算入しないこと。
った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額

その請求に応じなかったとき

4 当該検査を受ける登録外国認証機関の負担とする。

第二項第六号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る

(登録外国認証機関の事務所等における検査に要する費用の負担

第六十七条

算の細目

(登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計

前条の規定は、令第八条の規定による旅費の額の計算

査」とあるのは「検査」と、同条第二号中「登録の審査」とある について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審

のは「検査」と読み替えるものとする。

第八条 法第三十五条第四項の政令で定める費用は、財務省、 定める。 定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるも 当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するのに 水産省又はセンターの職員二人が同条第二項第六号の検査のため の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、 のとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費 旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規 要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その 主務省令で

(登録外国認証機関の登録の有効期間)

第九条 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の政令で 第六十八条 第四十条の規定は法第三十六条において準用する法 定める期間は、四年とする。

第三十六条 第十四条第二項、第十五条から第二十五条まで、第

(登録外国認証機関の登録更新手数料)

第十条 法第三十六条において準用する法第十七条第二項において で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分の 準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の主務省令 いて単に「旅費の額」という。)に相当する額を加算した額とす 水産省又はセンターの職員二人が法第三十六条において準用する いずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、財務省、農林 所の所在地に出張するのに要する旅費の額(次項及び第四項にお 法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業

第一項から第三項まで」とあるのは「第三十五条第一項から第

一項まで」と読み替えるものとする。

中

条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十六条第四項

「前三項」とあるのは「第三十五条第一項から第三項まで」 「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第六項中

第二項中「前項」とあり、及び第十六条第一項中「第十四条第 外国認証機関について準用する。この場合において、第十四条 一十六条第四項から第六項まで及び第二十七条の規定は、登録

項」とあるのは「第三十四条」と、第二十四条及び第二十五

一 前号に規定する区分以外の区分 五万三千六百円 よる場合にあっては、七万六百円 とする日本農林規格が含まれる区分 七万千百円(電子申請に 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 (電子申請

準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の 省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区 政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の主務 分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額 (次項において「機関登録の更新」という。) を受けようとする 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新 による場合にあっては、五万三千百円)

2

に相当する額を加算した額とする。 とする日本農林規格が含まれる区分 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 六万三千二百円 (電子申

(登録外国認証機関の登録の更新に係る準用)

第二号」と、第六十六条第一号及び第二号中「登録」とあるの 三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条にお 令で定める区分について、第四十二条の規定は法第三十六条にお 申請について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用す 第二号」と、第六十六条第一号及び第二号中「登録」とあるのはて準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項 いて、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第二項第 おいて準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算につ 項の登録の更新について、第六十六条の規定は令第十条第四項に いて準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一 る法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の主務省 十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新 登録の更新」と読み替えるものとする。

(登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出

第六十九条 替えるものとする。 において準用する場合を含む。)」とあるのは「又は第六十八条 て準用する第四十条第二項第二号」と、「(これらの規定を前条 同条中「第四十条第二項第二号」とあるのは「第六十五条におい 付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、 において準用する第四十条第二項第二号から第四号まで」と読み 第四十六条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添

(登録外国認証機関の地位の承継の届出)

|第七十条 第四十七条の規定は、法第三十六条において準用する法 第十八条第二項の規定による届出について準用する。

(登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準)

請による場合にあっては、六万二千七百円) による場合にあっては、四万五千二百円) 前号に規定する区分以外の区分 四万五千七百円 (電子申請

3 げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする 項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項いて準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一 当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第三十六条にお うとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他 の主務省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲 の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けよ

第七条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。 とする日本農林規格が含まれる区分 四万六千五百円 前号に規定する区分以外の区分 二万九千円

第七十一条 第四十八条 (第一項第五号を除く。) の規定は、法第 るのは「、第三十八条の規定並びに法第三十条第五項において準 あるのは「第三十条」と、同号ニ②中「並びに第三十八条」とあ条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条」と 三十六条において準用する法第十九条第二項の主務省令で定める 若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項 第一項、第三項若しくは第四項」と、 」とあるのは「第三十九条第五項において準用する法第三十九条 用する法第十条第六項及び第七項」と、同号二③中「第三十九条 六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若 一号中「第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二 基準について準用する。この場合において、第四十八条第一項第 「命令に違反し、又は法第

法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容 と、同項第三号ロ及びホ②中「又は第三十八条」とあるのは「、 せず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」

しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁を

## (登録外国認証機関の認証等の報告)

応じなかった」と読み替えるものとする。

いて準用する法第三十九条第一項又は第三項の規定による請求に しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第五項に

第七十二条 第四十九条の規定は、法第三十六条において準用する あるのは「第七十一条において準用する第四十八条第二項」と読 第四十八条第一項第三号ロ」と、同条第六項中「前条第二項」と 前条第一項第三号ロ」とあるのは「第七十一条において準用する 法第十九条第三項の規定による報告について準用する。この場合 み替えるものとする。 十一条において準用する第四十八条第二項」と、同条第二項中「 において、第四十九条第一項中「前条第二項」とあるのは「第七

## (登録外国認証機関の事業所の変更の届出)

第七十三条 第五十一条の規定は、法第三十六条において準用する 法第二十条第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国認証機関の業務規程

避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚

項から第三項までの規定による命令に違反し、又は法第六十五条 項若しくは第七項の規定」と、同号ホ6中「、法第三十九条第一 第三十八条又は法第三十条第五項において準用する法第十条第六

偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは

### 格付の表示等の保護

### 第七節

(格付の表示等の禁止)

包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付し、又は国内にお ものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く いて外国格付の表示(当該外国の政府機関その他これに準ずる を付してはならない。 認証品質取扱業者が、第十条第一項又は第五項の規定に基

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその

は送り状に格付の表示を付する場合 づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しく

三 認証流通行程管理者が、第十条第三項又は第五項の規定に 一 認証生産行程管理者が、第十条第二項又は第五項の規定に はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又 はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合 基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又 分け業者」という。)が、同項の規定に基づき、小分け後の 第十一条第一項の認証を受けた小分け業者(以下「認証小

当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表

第七十四条 第五十二条第一項及び第二項の規定は法第三十六条に 十一条第二項の主務省令で定める事項について、それぞれ準用す 第五十二条第三項の規定は法第三十六条において準用する法第二 おいて準用する法第二十一条第一項の規定による届出について、

第七十五条 第五十三条の規定は、法第三十六条において準用する (登録外国認証機関の業務の休廃止の届出)

法第二十二条第一項の規定による届出について準用する。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第七十六条 第五十四条第一項の規定は法第三十六条において準用 それぞれ準用する。 二十三条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法について、 する法第二十三条第二項第三号の主務省令で定める方法について 第五十四条第二項の規定は法第三十六条において準用する法第

### (登録外国認証機関の帳簿)

|第七十七条 | 第五十五条の規定は、法第三十六条において準用する 法第二十七条の規定による帳簿の記載について準用する。

- 六 認証外国格付表示業者が、第十二条の二第一項又は第二項付する場合 横木物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を高、という。)が、同項の規定に基づき、その輸入に係る五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者(以下「認証輸入五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者(以下「認証輸入
- に 忍正品質外国反及業者が、第三十条第一頁又よ司条第五頁器若しくは送り状に外国格付の表示を付する場合の規定に基づき、その輸出に係る農林物資又はその包装、容べ 認証外国格付表示業者が、第十二条の二第一項又は第二項「イマスサイ
- 、認証外国生産行程管理者が、第三十条第二項又は同条第五表示を付する場合に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付のにおいて準用する第十条第五項の規定に基づき、その取扱いにおいて準用する第十条第五項の規定に基づき、その取扱いる証品質外国取扱業者が、第三十条第一項又は同条第五項
- 行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その流通認証外国流通行程管理者が、第三十条第三項又は同条第五若しくは送り状に格付の表示を付する場合で理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産
- 状に格付の表示を付する場合、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り諸証外国小分け業者が、第三十一条第一項の規定に基づき若しくは送り状に格付の表示を付する場合

2

- 関する広告等に格付の表示を付してはならない。 
  現する広告等に格付の表示を付してはならない。 
  東示を付する場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等ににおける当該農林物資を含む。)に関する広告等に当該格付のたの包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付してある農林物資(一条第一項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資(一条第一項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資(一条第一項の規定において準用する場合を含む。)、第十一条第一項十条第五項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項十条第五項において進入。
- い。何人も、試験等に係る証明書に格付の表示を付してはならな

3

4

ない。等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはなら等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはな験農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験、何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、

### (適合の表示等の禁止)

- 物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付してはならな第三十八条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又は農林
- 第十三条第一項の認証を受けた取扱業者(以下「認証方法

取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合取扱業者」という。)が、同項の規定に基づき、農林物資の

- 二 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者(以下「認 農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場 証方法外国取扱業者」という。)が、同項の規定に基づき、
- 3 2 等に係る証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはなら は試験等に係る証明書に適合の表示を付してはならない。 何人も、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又 農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験

(改善命令等)

- 第三十九条 主務大臣は、第十条第一項から第三項までの規定に ないと認めるときは、当該格付を行い、又は当該格付の表示を項若しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当で 管理者、 付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程 よる格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一 ることができる。 てその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ず 認証小分け業者又は認証輸入業者に対し、期間を定め
- ことができる。 改善を命じ、又は外国格付の表示の除去若しくは抹消を命ずる 表示を付した認証外国格付表示業者に対し、期間を定めてその 外国格付の表示が適当でないと認めるときは、当該外国格付の 主務大臣は、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づく 主務大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適

2

の除去若しくは抹消を命ずることができる。 扱業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、 当でないと認めるときは、当該適合の表示を付した認証方法取 又は適合の表示

3

理由がなくてその命令に応じなかったときは、 ることができる。 主務大臣は、前三項の規定による命令を受けた者が、正当な その旨を公表す

5

で」と、「同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十条第一項から第三項ま 規定若しくは第三十一条第一項」と、 項」とあるのは「同条第五項において準用する第十条第五項の それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第十条第一 者について、前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、 産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、認証外国生 「命じ」とあるのは「請

」と、前項中「前三項」とあるのは「第一項又は前項」と、 命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。 」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する 第十三条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「命じ 求し」と、 「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三項中「

(格付の表示等の付してある農林物資の輸入)

第四十条 を譲り渡し、 資を含む。以下この条において同じ。)でその輸入に係るもの は送り状にこれらの表示の付してある場合における当該農林物 らと紛らわしい表示の付してある農林物資(その包装、容器又 はならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 林物資に付された格付の表示である場合 当該表示が認証品質外国取扱業者によりその認証に係る農 輸入業者は、格付の表示若しくは適合の表示又はこれ 譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列して

一 当該表示が認証外国生産行程管理者によりその認証に係る 農林物資に付された格付の表示である場合 当該表示が認証外国流通行程管理者によりその認証に係る

農林物資に付された格付の表示である場合 当該表示が認証外国小分け業者によりその認証に係る農林

兀

物資に付された格付の表示である場合

(格付の表示の除去等)

第四十一条 遅滞なく、その表示を除去し、 確実となる事由として主務省令で定める事由が生じたときは、 る当該農林物資を含む。) に日本農林規格に適合しないことが の包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合におけ めるものに限る。)であって格付の表示の付してあるもの(そ 取扱業者は、その所有する農林物資(主務省令で定 又は抹消しなければならない。

> 第七十八条 法第四十一条第一項の主務省令で定める農林物資は、 次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める事由 (格付の表示の除去等を行う農林物資)

有機農産物 は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。 二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す こと。 場合にあっては、当該外国の格付の制度において 限る。以下「外国産農林物資」という。) である ること。 使用することが認められている物質)以外の薬剤 する証明書又はその写しが添付されているものに で生産された農林物資(法第十二条第一項に規定 添加物その他の物質が使用され、 主務大臣が定める物質(当該有機農産物が外国 又は混入する

有機加工食 され、又は混入すること。 る物質)以外の薬剤、添加物その他の物質が使用 格付の制度において使用することが認められてい 国産農林物資である場合にあっては、当該外国の 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す 主務大臣が定める物質(当該有機加工食品が外

品

表典産情物報公	豚 産 肉 情	表牛肉 公 二 二 四 三	有機藻類	有機畜産物	有機飼料
一生産情報(生産情報と併せて主務大臣が定めること。 ところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農 一公表されている生産情報が当該生産情報公表農 産物にあっては、当該化学合成農薬削減割合又 は化学肥料削減割合を含む。以下この項において 同じ。)の公表が取りやめられること。 一公表されている生産情報であることが明らかでなくな 産物に係る生産情報であることが明らかでなくな ること。	生産情報の公表が取りやめられること。公表されている生産情報が事実に反していること。公表されている生産情報が事実に反しているとと。上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合と。	一 生産情報の公表が取りやめられること。 四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す と。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。	ること。	一 主務大臣が定める物質(当該有機畜産物が外国 主務大臣が定める物質(当該有機畜産物が外国の格産農林物資である場合にあっては、当該外国の格産農林物資である場合にあっては、当該外国の格産農材物資である場合にあっては、当該外国の格産機が関係である場合にあっては、当該外国の格産機が関係である場合にあっては、当該外国の格産機が対象の場合にあっては、当該外国の格別の場合にあっては、当該有機畜産物が外国を開いるには、当該有機畜産物が外国の制度が対象には、当該有機畜産物が外国の制度が対象には、当該有機畜産物が外国の制度が対象には、当該有機、対象の関係を対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、	ること。 とこと から という という という という という 他の物質が使用され、又は混入すること。 他の物質が使用され、又は混入すること。

証に係る農林物資(当該農林物資又はその包装、容器若しくは2 認証流通行程管理者又は認証外国流通行程管理者は、その認

エーン情報公表農産物とする。 ***  **  **  **  **  **  **  **  **	五 している と 世 に と で あ こ 上 欄 に と 表 さ と で い る ま さ の も た い い る る る る も る る も る も る も る も る も る も	ニ され ない がられ エ され ない よ で		を支持術によ でなくか 産技術によ でなくか 産品	植     殖情       魚報       二     四       二     四	四 る こ 上
物とする。「類ないのでは、フードチリの主務省令で定める農林物資は、フードチル合すること。」が行われた当該農林物資と異なる種類の農林といいである。	こと。	の流通行程をいう。以下同じ、)において、主の流通行程をいう。以下同じ、)において、フードチェーンにおける、当該農産物の取扱いれなくなること。 おりを ( はいて) おり ( はいて) はいる ( はいて) における、当該農産物の取扱いれなくなること。 ( はいて) が、れなくなること。 ( はいて) が、れなくなること。 ( はいて) が、れなくなること。 ( はいて) が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、、が、が、	*************************************	上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すに機に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すこと。	RRA RELEGATE DE RELEGATE DE RELEGATE DE LEGATE DE LEGA	こと。 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合す。

程管理者又は認証外国流通行程管理者に引き継がれないときは るものに限る。)の流通行程の管理又は把握が他の認証流通行 送り状に格付の表示の付してあるものであって主務省令で定め 遅滞なく、その表示を除去し、 又は抹消しなければならない

### (外国格付の表示の除去等)

は、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付してある第四十一条の二 取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者 を除去し、又は抹消しなければならない。 格付の表示が付してあるときは、直ちに、その外国格付の表示 の二第一項又は第二項の規定により当該格付の表示に係る外国 格付の表示を国内において除去し、又は抹消した場合であって 当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十二条

#### 第四章 日本農林規格による試験等

#### 節 試験等

#### 第

第四十二条 。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林 章」という。 める事項を記載し、農林水産省令で定める標章(以下「登録標の章において同じ。)による試験等を行い、農林水産省令で定 に限る。第四十四条第二項第二号において「試験業者」という に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。以下こ 水産大臣の登録を受けて、日本農林規格(第二条第二項第三号 試験等を業とする者(国内において試験等を行う者 )を付した証明書を交付することができる。

### (登録試験業者の登録の申請)

第一条 日本農林規格等に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十 産大臣に対して行う。 五号。以下「法」という。)第四十二条の登録の申請は、 農林水

### (試験等の証明書の記載事項)

第二条 法第四十二条の農林水産省令で定める事項は、 とする。 次のとおり

- 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
- 三 試験等(法第二条第二項第三号に規定する試験等をいう。 の発行業務を執行する役員又は職員の役職名及び氏名 者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに証明書 証明書を発行した試験業者(法第四十二条に規定する試験業 以
- 五 試験等を行った年月日並びに当該試験等の結果及びその結果 下同じ。)の依頼者の氏名又は名称及び住所 試験等を行った農林物資の種類、識別、特徴及び状態

に付随する情報

- 六 試験等を行った農林物資が、受領から証明書の発行までの時 月日及びサンプリングの実施日 響を与える蓋然性が高い場合には、当該農林物資を受領した年 間の経過に伴ってその形質に変化を起こし、試験等の結果に影
- を与える蓋然性が高い場合には、当該試験等を行った農林物資 サンプリングの方法が試験等の結果の妥当性又は適用に影響

第四十三条 前条の登録(以下この節において単に「登録」とい う。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところに で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請を より、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令 2 しなければならない

(登録試験業者の登録手数料)

|第十一条 法第四十三条第一項の政令で定める額は、八万五千七百 円(電子申請による場合にあっては、八万五千二百円)とする。 法第四十二条の登録(以下この条及び第十三条第二項において 「業者登録」という。)を受けようとする者が現に法第十四条第

で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千百円(電子申 一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令

3 る者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他 場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前二項の 規定にかかわらず、三万四千八百円(電子申請による場合にあっ 請による場合にあっては、七万五千六百円)とする。 ては、三万四千四百円)とする。 前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとす 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする

項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

の業者登録に係る法第四十三条第一項の政令で定める額は、

前三

3

(登録標章)

林規格の名称

に関するサンプリング計画及びサンプリング方法

試験等の方法及び当該試験等の方法が定められている日本農

第三条 法第四十二条の農林水産省令で定める標章は、

とする。 次のとおり

所に関する基準であって試験等の方法の区分ごとに定めるもの あることを意味する事項とし、その様式は農林水産大臣が同項 法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。)で に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験 表示する事項は、日本農林規格による試験等を行う試験所

示で定める。 ごとに告示で定める。 表示の方法は、農林水産大臣が試験等の方法の区分ごとに告

、登録試験業者の登録、

第四条 法第四十三条第一項の登録の申請は、 る申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産 大臣に提出してしなければならない。 別記様式第一号によ

登記事項証明書又はこれに準ずるもの

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

2

次に掲げる事項を記載した書類

の組織に関する事項 試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、

能、所在及びその所有又は借入れの別 試験等に関する業務に用いる器具、機械又は装置の数、 性

試験等に関する業務を行う施設の概要

試験等に関する業務を行う組織に関する事項

センター(以下「センター」という。)を経由して行うものとす 第一項の申請書の提出は、独立行政法人農林水産消費安全技術 試験等に関する業務の実施の方法に関する事項

、登録試験業者の登録の区分)

第五条 法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分は、 とおりとする。

飲食料品に係る試験等の方法

二 木材又は竹材に係る試験等の方法

飲食料品並びに木材及び竹材以外の農林物資に係る試験等の

2 な調査を行わせることができる。 第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要 て、必要があると認めるときは、センターに、当該申請が次条 農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合にお

#### (登録の基準)

第四十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をし める。 場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定 であって試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるもの 標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準 た者の試験所(試験等を行う場所をいう。以下同じ。)が国際 に適合しているときは、その登録をしなければならない。この

2 登録は、 次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して

登録年月日及び登録番号

の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 登録を受けた試験業者(以下「登録試験業者」という。) その代表者

の氏名 登録試験業者の試験所の名称及び所在地

農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、 登録試験業者が行う試験等の方法の区分 前項各号に

3

掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を 第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにそ 第十二条

2 前二条の規定は、 前項の登録の更新について準用する。

> (登録試験業者の登録の有効期間) 法第四十五条第一項の政令で定める期間は、

四年とする

(登録試験業者の登録更新手数料)

第十三条 法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一 項の政令で定める額は、七万三千四百円(電子申請による場合に あっては、七万三千円)とする。

前項に定める額の手数料を納付して法第四十五条第一項の登録

2

第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は ける当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法第四十五条 けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外 の更新(以下この項において「業者登録の更新」という。)を受 の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合にお 前項の規定にかかわらず、一万七千百円とする。

3

の日までにその申請に対する処分がされないときは、

従前の登

?(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期

(登録試験業者登録台帳への記載)

第六条 法第四十四条第一項の登録は、 試験業者登録台帳に記載して行う。 別記様式第二号による登録

## (登録試験業者の登録の更新に係る準用)

|第七条 第四条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第 において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、そ産省令で定める区分について、前条の規定は法第四十五条第二項第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水四十三条第一項の登録の更新の申請について、第五条の規定は法 れぞれ準用する。 において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、

- 3 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の、なおその効力を有する。 録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は
- きは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。5 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失ったと

#### (承継)

第四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験業者について相続、合併若しくは分割により当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合助に限る。)があったとき録に係る事業の全部を譲渡し事四十六条 登録試験業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し

に届け出なければならない。なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣2前項の規定により登録試験業者の地位を承継した者は、遅滞

### (試験所の変更の届出)

を農林水産大臣に届け出なければならない。
きは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨第四十七条 登録試験業者は、その試験所の所在地を変更したと

の旨を公示しなければならない。 2 農林水産大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、そ

#### (業務の休廃止)

ならない。

京四十八条

登録試験業者は、試験等に関する業務の全部又は一第四十八条

登録試験業者は、試験等に関する業務の全部又は一

| 2 農林水産大臣は、前項の届出があったときは、遅滞なく、そ

。書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出

第八条 登録試験業者 (法第四十四条第二項第二号に規定する登録

(登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

試験業者をいう。以下同じ。)は、第四条第二項第二号(イ及び

二を除く。)(前条において準用する場合を含む。)に掲げる事

## (登録試験業者の地位の承継の届出)

経由して農林水産大臣に提出しなければならない。験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録試第九条(法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は

## (登録試験業者の試験所の変更の届出)

農林水産大臣に提出しなければならない。
武験業者は、別記様式第五号による届出書をセンターを経由して第十条 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする登録

## (登録試験業者の業務の休廃止の届出)

て農林水産大臣に提出しなければならない。録試験業者は、別記様式第六号による届出書をセンターを経由し第十一条 法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする登

の旨を公示しなければならない。

(適合命令)

第四十九条 農林水産大臣は、登録試験業者の試験所が第四十四 をとるべきことを命ずることができる。 その登録試験業者に対し、当該基準に適合するため必要な措置 条第一項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、

(登録の取消し等)

第五十条 農林水産大臣は、登録試験業者が次の各号のいずれか 若しくは一部の停止を命ずることができる。 者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部 に該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録試験業

くなったとき。 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しな

三 不正の手段により登録を受けたとき。 前条の規定による命令に違反したとき。

条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を とするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五 公示しなければならない。 農林水産大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしよう

前項の聴聞の期日における審理は、 公開により行わなければ

3

4

滞なく、その旨を公示しなければならない。 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこ 秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 れらの者であった者は、試験等に関する業務に関して知り得た

第五十二条 登録試験業者でない者は、日本農林規格登録試験業 者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。 方法については、日本農林規格登録試験業者という名称又はこ (日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止) 登録試験業者は、その登録した試験等の方法以外の試験等の

2

第一 二節 外国における試験等 れに紛らわしい名称を用いてはならない。

第五十三条 試験等を業とする者(外国において試験等を行う者

- 54 -

交付することができる。を記載し、登録標章を付した証明書を産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行い、農産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行い、農産大臣の登録を受けて、日本農林規格により、あらかじめ農林水に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。

#### (登録

はなければならない。 第五十四条 前条の登録(以下この節において単に「登録の申請を が定める額の手数料を納付して、農林水産省令で定めるところに う。)を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところに 第五十四条 前条の登録(以下この節において単に「登録」とい 第

### (登録外国試験業者の登録手数料)

第十四条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円(電策十四条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円(電策十四条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円(電策十四条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円(電

加算した額とする。

「業者登録」という。)を受けようとする者が現に相当する額を場合にあっては、三万三千四百円)に、旅費の額に相当する額をは、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円(電子申請によるの登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額の登録した額とする。

2

第七条第五項の規定は、

旅費の額の計算について準用する。

## (登録外国試験業者の登録に係る準用)

法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。る区分について、第六条の規定は法第五十六条において準用する請について、第五条の規定は法第五十四条の農林水産省令で定め第十二条(第一条から第四条までの規定は法第五十四条の登録の申

# 

がるところによるものとする。 第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十六年政令)

都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。という。)第二条第四号の在勤官署の所在地については、東京に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費

四 農林水産大臣が旅費法第八条第一項の規定による旅費の調整百六号)第四条の渡航雑費については、一万円とすること。三 国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三内で農林水産大臣が必要と認める日数とすること。 二 登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲

を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当す

(準用)

(登録の取消し等)

第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者(以下でするときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。 
一 その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規しては、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、できる基準に適合しなくなったとき。

なかったとき。 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応じ

『 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、『 不正の手段により登録を受けたとき。

一 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めに関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めと関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求め、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務、登録者に対しての登録に係る試験等に関する業務、登録者に対して、

若しくは虚偽の答弁がされたとき。 若しくは虚偽の答弁がされたとき。 若しくは是避され、又はその質問に対して答弁がされず、させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられる対象に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類そその職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所においてその職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において

3 求に応じなかったときは、当該登録を取り消すことができる。 部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者がその請 より一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一 第一項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る 第十五条 法第五十五条第三項の政令で定める費用は、農林水産省 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定に 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

(登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用の負担) (登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用の負担) (登録外国試験業者の試験所における検査に要する所費の額に出まするの例により計算するものとし、旅行雑費の額として、旅費法の規定による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定による職務の級が四級である者であるものとし、旅行雑費の額に相当する費用とする。

る額については、算入しないこと。

算の細目) (登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計)

「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中第十四条 前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算

(登録外国試験業者の登録の更新に係る準用)

(登録外国試験業者の登録の有効期間)

間前」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十五条第 るのは「第五十四条」と、第四十九条中「命ずる」とあるのは 者について準用する。この場合において、第四十三条第二項中 及び第五十条第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業 十五条第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二週 「前項」とあり、及び第四十四条第一項中「前条第一項」とあ 「請求する」と、第五十条第二項中「前項」とあるのは「第五 項又は第二項」と読み替えるものとする。

第五十六条 第四十三条第二項、第四十四条から第四十九条まで | 第十六条 法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の政 | 第十五条 令で定める期間は、四年とする。

## (登録外国試験業者の登録更新手数料)

第十七条 法第五十六条において準用する法第四十五条第二項にお 四十五条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る試験所省又はセンターの職員二人が法第五十六条において準用する法第 旅費の額」という。)に相当する額を加算した額とする。 円(電子申請による場合にあっては、三万七百円)に、農林水産 前項の規定にかかわらず、一万七千百円とする。 登録の更新に係る法第五十六条において準用する法第四十五条第 更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者 登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の 者登録の更新」という。)を受けようとする者が同時に当該業者 する法第四十五条第一項の登録の更新(以下この項において「業 の所在地に出張するのに要する旅費の額(第三項において単に「 いて準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、三万千百 一項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、 前項に定める額の手数料を納付して法第五十六条において準用

第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。 いて準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十四条

〈登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出

産省令で定める区分について、第六条の規定は法第五十六条にお 第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水 申請について、第五条の規定は法第五十六条において準用する法 五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の

第四条の規定は法第五十六条において準用する法第四十

第十六条 第八条の規定は、登録外国試験業者(法第五十五条第 のとする。 項に規定する登録外国試験業者をいう。以下同じ。)の申請書の おいて準用する場合を含む。)」とあるのは、「第十二条におい 添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において て準用する第四条第二項第二号(イ及び二を除く。)又は第十五 第八条中「第四条第二項第二号(イ及び二を除く。)(前条に

## (登録外国試験業者の地位の承継の届出

3

第七条第五項の規定は、

旅費の額の計算について準用する。

第十七条 第九条の規定は、法第五十六条において準用する法第四 十六条第二項の規定による届出について準用する

(登録外国試験業者の試験所の変更の届出)

第十八条 第十条の規定は、法第五十六条において準用する法第四 十七条第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の業務の休廃止の届出)

第十九条 第十一条の規定は、法第五十六条において準用する法第 四十八条第一項の規定による届出について準用する。

#### 第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、 書に登録標章を付してはならない。 登録試験業者が、第四十二条の規定に基づき、 試験等に係る証明 試験等に係

る証明書に登録標章を付する場合

に係る証明書に登録標章を付する場合 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基づき、 試験等

2 は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又

等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならな 農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験13 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、標章を付してはならない。

(登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入) (登録標章等の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし、当該登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

(取扱業者が守るべき表示の基準)

第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般

とともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。準を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議するを定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

て、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項から第第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準についは第一項の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第三条第二項並びに第九条第一項、第四項及び第五項の規定該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

5

通の改善が図られると認めるときは、

内閣総理大臣に対し、

当

定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流

主務大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準が

令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。 、同項中「その改正をしなければ」と、同条第五項中「主務省あるのは「その改正について審議会の審議に付さなければ」と 四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と て、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項から第

(品質に関する表示の基準の遵守)

第六十条 取扱業者は、前条第一項の規定により定められた品質 関する表示をしなければならない。 に関する表示の基準に従い、飲食料品以外の農林物資の品質に

(表示に関する指示等)

2 第六十一条 める大臣に通知するものとする。 あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定 める表示の方法に係るものを除く。)をしようとするときは、 守るべき旨の指示をすることができる。 いては、内閣総理大臣)は、当該取扱業者に対し、その基準を 臣又は主務大臣(内閣府令・主務省令で定める表示の方法につ する表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大 号に掲げる大臣にあっては、同項の内閣府令・主務省令で定 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第 第五十九条第一項の規定により定められた品質に関

主務大臣 内閣総理大臣 主務大臣 内閣総理大臣

3

4

とができる。 その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずるこ 当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示を受けた者が、正

ずることを要請することができる。 より、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命 置をとらなかったときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定に その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措 主務大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、

第六十二条 これと併せてその旨の公表が行われるものとする。 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、

(指定農林物資に係る名称の表示)

第六十三条 何人も、日本農林規格(第二条第二項第一号に掲げ 示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとし 費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表 農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消 称が定められている農林物資であって、当該名称が次に掲げる る事項についての基準を内容とするものに限る。) において名 て政令で指定するもの(以下「指定農林物資」という。)につ

第十八条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、 いずれかに該当する飲食料品とする。 (名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

次の

第二条第一項に規定する農産物

第二条第二項に規定する畜産物

る基準に適合するものに限り、酒類を除く。 専ら第一号に掲げる農産物又は前号に掲げる畜産物を原料又 .材料として製造し、又は加工した飲食料品(主務大臣が定め

ない。 は、当該名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはなら に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合に いては、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状

- の農林物資 当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他
- 二 当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産 行程により生産される他の農林物資
- 三 当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通 行程により流通される他の農林物資

関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の限る。)」に改める。(農林水産物及び食品の輸出の促進に 整備に関する政令(令和四年政令第二百七十九号)第三条関係 」を「飲食料品(主務大臣が定める基準に適合するものに

主務大臣が定める基準に適合するものに限り、

酒類を除く

令和七年十月一日から第十八条第一項第三号中「飲食料品

と紛らわしい表示を付してはならない。 林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれ 何人も、 指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農

3

2

をし、又は販売のために陳列してはならない。 林物資を含む。)でその輸入に係るものを販売し、 示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資(その包装 れておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表 表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付さ 容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農 輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の 販売の委託

農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しく

第六十四条 主務大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定

(名称の表示の除去命令等)

列を禁止することができる。 又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳はこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、

第六章

第六十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させ 立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他 若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員 関係のある事業者に対し、認証に関する業務に関し必要な報告 に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に (立入検査等) 登録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して

ることができる。 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証品ことができる。

2

質取扱業者、

3 質問させることができる。 類その他の物件を検査させ、 場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書 のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若 録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係 倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは ある事業者に対し、格付 証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若 くは農林物資、その原料、 適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若し 若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員 表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告 次条第二項において同じ。)、外国格付の表示若しくは適合の しくは輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係の 小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認 しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に に、これらの者のほ場、工場、 これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登 若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。 (格付の表示を含む。以下この項及び 帳簿、書類その他の物件を検査させ 若しくは従業者その他の関係者に 店舗、事務所、事業所若しくは

は従業者その他の関係者に質問させることができる。 内閣総理大臣又は主務大臣(第六十一条第一項の内閣府令・ 中閣総理大臣又は主務大臣(第六十一条第一項の内閣府令・ 中國の場所に立ち入り、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫それらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の基準が定められている、 
第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている、 
第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている、 
第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている、 
第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている。 
第一項の規定は、 
方は、 
一は、 
方は、 
一は、 
一は、

主務大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度において主務大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な報告若して関係のある事業者に対し、その表示に関する業務の状くは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状くは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関し必要な報告若して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しては保護、書類その他の関係者に質問させることができる。

ない。 分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならがを示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならがを示する職員は、その身

6

- 61 -

- R7. 5. 16∼ 7 は、 める大臣に通知するものとする。 行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定 次の各号に掲げる大臣は、第四項の規定による権限を単独で 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の権限 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 内閣総理大臣 主務大臣
- 主務大臣 内閣総理大臣

(センターによる立入検査等)

- 第六十六条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要が 若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その所又は倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況 ことができる。 他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させる 称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その 格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名 事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国 者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、 認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定 理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、 めるときは、センターに、認証品質取扱業者、 他の関係者に質問させることができる。 認証機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所、事業 あると認めるときは、センターに、登録認証機関又はその登録 農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認 認証生産行程管
- の他の関係者に質問させることができる。 況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、 所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状 とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業 めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者 農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認 又は従業者そ

3

- せることができる。 その他の物件を検査させ、 はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、 質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又 認めるときは、センターに、第五十九条第一項の規定により品 査又は質問を行わせることができる場合において必要があると に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類 農林水産大臣は、前条第四項の規定によりその職員に立入検 事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質 又は従業者その他の関係者に質問さ
- 5 農林水産大臣は、 前条第五項の場合において必要があると認

とができる。 の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させるこ 入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他 、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち めるときは、センターに、第六十八条第一項の表示を行った者 又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場

6 きことを指示するものとする。 は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべ は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又 農林水産大臣は、前各項の規定によりセンターに立入検査又

めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければ 定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定 センターは、前項の指示に従って第一項から第五項までの規

> 第二十条 法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、 (センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)

次

に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 名又は名称及び住所 物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏 する取扱業者をいう。以下この号において同じ。)、 が定められている農林物資の取扱業者(法第十条第一項に規定 者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準 項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。) 、登録試験業 付表示業者をいう。)、認証方法取扱業者(法第三十八条第一 国格付表示業者(法第十二条の二第二項に規定する認証外国格 七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。)、認証外 規定する認証小分け業者をいう。)、認証輸入業者(法第三十 者をいう。)、認証小分け業者(法第三十七条第一項第四号に 証生産行程管理者(同項に規定する認証生産行程管理者をいう (法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。)、認 )、認証流通行程管理者(同項に規定する認証流通行程管理 立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者 指定農林

二 立入検査又は質問を行った年月日

立入検査又は質問を行った場所

い等の方法若しくは試験等の方法の区分 立入検査又は質問に係る農林物資の種 類又は農林物資の取扱

立入検査又は質問の結果

その他参考となるべき事項

質問をする職員の身分を示す証明書) (法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び

第二十一条 法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第 六項の証明書は、別記様式第七号による。

前条第六項及び第七項の規定を準用する。

8

9

容を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問につい

いて前項の規定による報告を受けたときは、

速やかに、その内

農林水産大臣は、第四項の規定による立入検査又は質問につ

第六十七条 による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必 農林水産大臣は、前条第一項から第五項までの規定

(センターに対する命令)

要な命令をすることができる。 要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等

第六十八条 主務大臣は、事実に相違して日本農林規格に定める 用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表 とができる。 示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示するこ 示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利 れを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表 基準に適合している旨の表示が行われている場合において、こ

2 を公表することができる。 由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その旨主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理

(主務大臣に対する申出)

第六十九条 何人も、次に掲げる場合には、主務省令で定める手 続に従い、その旨を主務大臣に申し出て適切な措置をとるべき ことを求めることができる。

む。)又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法が日 状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含 本農林規格に適合しないと認めるとき。 格付の表示を付された農林物資(その包装、容器又は送り

一 第十二条の二第一項又は第二項の規定により国内において 資を含む。)又はその包装、容器若しくは送り状に当該外国 り状に外国格付の表示の付してある場合における当該農林物 外国格付の表示を付された農林物資(その包装、容器又は送 格付の表示に係る格付の表示が付されていないと認めるとき

規格に適合しないと認めるとき。 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林

者の利益が害されていると認めるとき。 指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費

兀

五. 障を及ぼすおそれがあると認めるとき。 を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支 旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日 本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼 事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している

2 調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第 主務大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な 第五十条、 第五十五条、 第六十四条又は前条に規定

(主務大臣に対する申出の手続)

第八十条 法第六十九条第一項の規定による申出は、 項を記載した文書をもってしなければならない。 次に掲げる事

しくは試験等の方法の区分 申出人の氏名又は名称及び住所 申出に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若

申出の理由

試験業者をいう。)の氏名又は名称及び住所 申出に係る取扱業者又は試験業者(法第四十二条に規定する

氏名又は名称 申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者

Ŧi.

する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第七十条 七十条 何人も、飲食料品以外の農林物資の(内閣総理大臣又は主務大臣に対する申出) 飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示

ことを求めることができる。 る表示の方法のみに係るものである場合にあっては、内閣総理 正でないことが第六十一条第一項の内閣府令・主務省令で定め 総理大臣又は主務大臣(当該農林物資の品質に関する表示が適 きは、内閣府令・主務省令で定める手続に従い、その旨を内閣 が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めると 大臣。次項において同じ。) に申し出て適切な措置をとるべき

2 他の適切な措置をとらなければならない。 認めるときは、第五十九条及び第六十一条に規定する措置その たときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると 内閣総理大臣又は主務大臣は、前項の規定による申出があっ

(日本農林規格の活用を図るための施策)

第七十一条 国及びセンターは、取扱業者による創意工夫を生か る制度の普及に努めなければならない。 した日本農林規格の活用が図られるよう、日本農林規格に関す

画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参 啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及 前項に定めるもののほか、国及びセンターは、規格に関する

2

(同等性の承認を得るための施策等)

第七十二条 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法 よう努めなければならない。 理由を申し出た場合には、当該交渉その他必要な措置を講ずる 指定して同等性の承認を得るための交渉を行うべき旨及びその 定農林水産物・食品輸出促進団体が農林物資の種類及び外国を 律(令和元年法律第五十七号)第四十三条第二項に規定する認

援を通じて、日本農林規格が国際標準となるよう努めなければ を国際標準とするための活動に関する業務に従事する者への支 る国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及び日本農林規格 めの基準(以下この条において「国際標準」という。)に関す ならない。 国は、第二条第二項各号に掲げる事項を国際的に統一するた

2

際機関その他の国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林 項において同じ。)、大学及び事業者は、国際標準に関する国 百三号)第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。次 国立研究開発法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第

3

4 るとともに、日本農林規格を国際標準とすることに関する業務 規格を国際標準とするための活動に主体的に取り組むよう努め 従事する者の適切な処遇の確保に努めなければならない。 なるよう、日本農林規格を国際標準とすることに関する業務に に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものと 国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、日

率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互 に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

本農林規格を国際標準とすることに関する施策が効果的かつ効

(内閣総理大臣への資料提供等)

第七十三条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資の品質に 関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、主 とができる。 務大臣に対し、 資料の提供、説明その他必要な協力を求めるこ

(食品衛生法等の適用)

第七十四条 この法律の規定は、食品衛生法(昭和二十二年法律 第二百三十三号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三 十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはな

(主務大臣等)

第七十五条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする は、財務大臣及び農林水産大臣とする。 る日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示について 国格付の表示、指定農林物資(酒類に限る。)並びに酒類に係 証外国生産行程管理者及び認証外国小分け業者、酒類に係る外 録外国認証機関、酒類に係る認証を受けた認証生産行程管理者 による格付の表示、酒類に係る認証を行う登録認証機関及び登 ただし、酒類に係る日本農林規格、酒類に係る日本農林規格 認証小分け業者、認証輸入業者、 認証外国格付表示業者、認

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする

第七十六条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令|第十九条 法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九(権限の委任等) で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

とする。 条第一項、 第三項及び第四項並びに第七十三条の規定による権限

(権限の委任)

2

で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令

| 第二十条 | 法に規定する財務大臣の権限 (法第三条第一項及び第四 項並びに第四条(これらの規定を法第五条において準用する場合

3 する指定都市の長が行うこととすることができる。 令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法(昭和より消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政 令で定めるところにより、 一十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定に

> を含む。)、第六条並びに第九条第一項から第四項までに規定す が自らその権限を行使することを妨げない。 るものを除く。)は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣

## (都道府県又は指定都市が処理する事務)

第二十一条 とする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務(第三号か うち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこと 行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。)について ら第五号までに掲げる事務にあっては、法第六十一条の規定の施 一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。)にであって、そりヨナイ=オーミュー 該イ又は口に定める者 関する事務
次のイ又はロに掲げる取扱業者の区分に応じ、 であって、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一 第六十二条の規定による公表(いずれも取扱業者(法第十条第 項に規定する取扱業者をいう。以下この条において同じ。) 消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第七十六条第

口 イ をいう。以下この条において同じ。)の区域内のみにあるも の(以下この条において「指定都市内取扱業者」という。) 六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 及び店舗が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第 府県内取扱業者」という。) する指定都市内取扱業者を除く。以下この条において「都道 及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの(ロに規定 取扱業者であって、その主たる事務所並びに事業所、 取扱業者であって、その主たる事務所並びに事業所、工場 当該都道府県の知事 工場

げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者 第六十二条の規定による公表に関する事務 次のイ又はロに掲 指示に係る同条第三項の規定による命令及び当該命令に係る法 法第六十一条第一項の規定による前号イ又は口に定める者の 都道府県内取扱業者 当該指定都市の長 当該都道府県の知事

収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の徴 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長

取扱業者の区分に応じ、当該イ又は口に定める者 る事務所の所在地を管轄する都道府県知事 ロに掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主た

取扱業者であって、その主たる事務所が指定都市の区域内

当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する

口

にあるもの

に関する事務 次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当て関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関し 合に限る。次号ロ及び第五号口において同じ。) 規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場

該イ又は口に定める者

道府県知事 して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都 ロに掲げる事業者以外のもの 当該取扱業者とその事業に関 取扱業者とその事業に関して関係のある事業者であって、

法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその 都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事 その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 取扱業者とその事業に関して関係のある事業者であって、 当該指定

場所の区分に応じ、当該イ又は口に定める者 する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又は口に掲げる 事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関 都道府県知事 口に掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する

は口に掲げる取扱業者の区分に応じ、当該イ又は口に定める者 規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の 都市を包括する都道府県の知事

指定都市の区域内の場所

当該指定都市の長及び当該指定

る事務所の所在地を管轄する都道府県知事 都道府県の知事 にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する 取扱業者であって、その主たる事務所が指定都市の区域内

口に掲げる取扱業者以外の取扱業者 当該取扱業者の主た

項第一号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省 令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産 道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又 る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定(法第六十一条第 大臣に報告しなければならない。 は指定都市の長に適用があるものとする。 一項及び第四項並びに第六十五条第八項の規定を除く。)は、都 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係

項第二号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるとこ

その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同

ろにより、

3

都道府県の知事(都道府県知事にあっては、法第六十一条の

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければな 令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に 項第三号から第五号までに掲げる事務を行った場合には、内閣府 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同

5

- を行った場合 又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務 都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者以外の取扱業者 消費者庁長官及び農林水産大臣
- 一 指定都市の長が都道府県内取扱業者又はその者とその事業に 関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道 府県の知事 都道府県知事が指定都市内取扱業者又はその者とその事業に
- 消費者庁長官又は農林水産大臣は、次の各号に掲げる取扱業者 都市の長 関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定
- 同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。)をとって 条第一項の規定による指示に係る措置(第一項本文の規定により 該各号に定める者に通知しなければならない。 いないと思料するときは、その旨を当該取扱業者の区分に応じ当 又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該取扱業者が法第六 十五条第四項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求 又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第六 十条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六十一
- 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事
- よる調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第七十条第二項の規定に の旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければなら が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、そ
- を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところによ 項第六号に掲げる事務のうち法第七十条第二項の規定による調査 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同 める者に報告しなければならない。 り、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定 た場合 都道府県知事が指定都市内取扱業者に関する当該調査を行っ 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該指定都市の
- 二 指定都市の長が都道府県内取扱業者に関する当該調査を行っ た場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該都道府県の

前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合

消費者庁

4 により、その一部を地方支分部局の長に委任することができる より国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところ この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第二項の規定に

> 9 第六号までに掲げる事務を行うときは、 行うものとする。 産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官若しくは農林水

長官及び農林水産大臣

相互に密接な連携の下に

、農林水産大臣の権限の委任

第八十一条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に 掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水 産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

る。) 当該地方農政局の長 定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。)に限年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指 項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法(昭和二十二 の管轄区域内のみにあるものに関するもの(令第二十一条第一 の主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局 第六十二条の規定による公表(いずれも取扱業者であって、そ 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法

の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務二 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告 て同じ。) む。次号から第十号まで及び第十四号から第十六号までにおい 所の所在地を管轄する地方農政局長(北海道農政事務所長を含

三 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に 局長 要求 関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政

認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検』 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録 地方農政局長 査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する

所の所在地を管轄する地方農政局長 理者、認証小分け業者、 当該認証品質取扱業者、 林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者又は指定農 産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、 認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務1者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者 認証生産行程管理者、認証流通行程管 認証生

る報告の徴収及び物件の提出の要求 林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対す 入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者又は指定農 産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、 当該事業者の主たる事務 認証生

所の所在地を管轄する地方農政局長

産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、 のある事業者に関する立入検査及び質問 定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係 入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者若しくは指 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、 当該立入検査又は質 認証輸 認証生

問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

法第六十五条第三項の規定による登録試験業者(法第四十四

条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。) の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長 に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録試験業者

要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者とその業務に

地方農政局長 査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する 試験業者とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者又はその登録

十二 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関 して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要 在地を管轄する地方農政局長 徴収及び物件の提出の要求 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の 当該取扱業者の主たる事務所の所

当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局

十四 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表 十三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とそ 者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長 示を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長 の事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該

十五 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表 所在地を管轄する地方農政局長 告の徴収及び物件の提出の要求 示を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報 当該事業者の主たる事務所の

十七 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項 十六 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表 の規定による調査 在地を管轄する地方農政局長 に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者 当該申出の対象とする取扱業者の主たる事

## 務所の所在地を管轄する地方農政局長

### (国税庁長官の権限の委任)

- い。

  のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任すのうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任す第八十二条(令第二十条の規定により国税庁長官に委任された権限
- 下司じ。)
  がの所在地を管轄する国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以所の所在地を管轄する国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務を設定を表第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告
- 認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検ニ 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の関、法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に
- 証外国格付表示業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務当該認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農工第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証国税局長
- 所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者又は指定農所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長
- を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該者 上 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示 のある事業者に対する立入検査及び質問 当該立入検査又は質 間の場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長 間の場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長 間の場所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長 に農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係 定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係 に 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証 大 法第六十五条第二項の規定による認証生産行程管理者、認証
- 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告

の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長又は税務署長

(省令への委任)

閣府令・主務省令)で定める。

閣府令・主務省令)で定める。

以要な事項は、主務省令(第五十九条第一項の規定により定第七十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関

地を管轄する国税局長又は税務署長対する立入検査及び質問(当該立入検査又は質問の場所の所在を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に

### (添付書類の省略等)

第八十三条 同時に二以上の法又はこの省令若しくは農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)の規定による申請又は届出(登録認証機関、登録試験業者若しくは登録外国試験業者(法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。)又はこれらの登録を受けようとする者が行うものに限る。次項において「申請書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又はる出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又はる出書に流付すべき者という。)又はこれらの五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。)又はこれらの五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。)又はこれらの指書という。)という。)の書書では、一方の書書では、「一方の書書では、「一方の書」には、「一方の

、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。にだし、主務大臣は、特に必要があると認められるときは請書又は届出書にその旨を記載してその添付を省略することがでまる。ただし、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、申当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手続において既当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手続において既当該書類と、当該添付すべき書類は、

### (格付実績等の報告)

#### (経由官庁等)

とを証する書面の発行の実績を取りまとめ、

主務大臣に報告しな

登録認証機関は、毎年一月末日までにその前年の格付をしたこ

ければならない。

臣に書類を提出するときは、提出する書類のうち財務大臣に提出第八十五条 法又はこの省令の規定により財務大臣及び農林水産大

第七十九条 第二十六条第二項又は第五十条第一項の規定による

第七章 罰則

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反 行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す 第十条第六項又は第七項の規定に違反したとき。 第八条の規定に違反したとき。

第十二条の二第三項又は第四項の規定に違反したとき。

項又は第七項の規定に違反したとき。 第三十七条の規定に違反したとき。 第三十九条第一項から第三項までの規定による格付の表示 第三十八条の規定に違反したとき。 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六

七六五

反したとき。

外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違

十 第四十一条の二の規定に違反した 第四十一条第一項の規定に違反し、第四十条の規定に違反したとき。 第四十一条の二の規定に違反したとき。第四十一条第一項の規定に違反したとき。

第五十八条の規定に違反したとき。 第五十七条の規定に違反したとき。

十十四三 第六十一条第三項の規定による命令に違反したとき。 第六十四条の規定による処分に違反したとき。

し一通とする。 するものを、農林水産大臣を経由して提出するものとする。 前項の場合において、提出する書類の部数は、正本一通及び写

3 出するものとする。 きは、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを経由して提 法又はこの省令の規定により農林水産大臣に書類を提出すると

証明書の交付の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した第二十二条 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日 ものとする。 合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により行う (証明書の交付の実績の報告)

大臣に報告しなければならない。

第八十六条 法及びこの省令に規定する公示は、別に定めがある場

(公示の方法)

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者は、一しくは登録試験業者(これらの者が法人である場合にあっては命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認証機関若

。 用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使第八十条 第二十八条又は第五十一条の規定に違反して、その職

一 第二十九条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反した行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。第八十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

に処する。
に処する。
はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金者(これらの者が法人である場合にあっては、その代表者)又者(これらの者が法人である場合にあっては、その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業第八十二条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合にお

| 第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届をしたとき。 第十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

一 第二十七条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載を出をしたとき。

とき。
「第二十九条第二項又は第五十二条第二項の規定に違反したし、又は帳簿を保存しなかったとき。

兀

第八十三条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の罰金刑を科する。 以下この項において同じ。)の代表の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表の定めの罰金刑を科する。

その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に第八十四条 第六十七条の規定による命令に違反した場合には、 2 第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下 者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。格ののない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑 二 第二十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置 の過料に処する。 処する。 合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場 第七十八条(第五号から第七号まで、第十一号、第十三号 規定による請求を拒んだ者 偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号のかず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚 出をした者 は第四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届第十八条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項又 及び第十四号に係る部分を除く。)、第七十九条又は前二条 及び第十四号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑 第七十八条(第五号から第七号まで、第十一号、第十三号 各本条の罰金刑